

第18回弁護士業務改革シンポジウム

第1分科会

「地方自治体の課題と弁護士の役割」

～実践例と今後の展望～

反 訳

2013年11月8日(金)

日本弁護士連合会

司会（内野） ただいまより第18回弁護士業務改革シンポジウム第1分科会「地方自治体の課題と弁護士の役割～実践例と今後の展望～」を開催いたします。

この本分科会の全体司会を担当いたします東京弁護士会所属の内野真一と申します。本日は、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本分科会では、シンポジウムの内容を記録し、また成果普及に利用するため、会場後方からの写真撮影及び録音を行っております。撮影した写真及び録音した内容は、日本弁護士連合会の会員向けの書籍やDVDのほか、当連合会のホームページ、パンフレット、一般向けの書籍やDVDなどにも使用させていただくことがあります。ご理解ください。

また、会場内は指定の場所を除き禁煙となっております。喫煙スペースは、この建物地下1階でございます。

それでは、まず本分科会の配布物の確認をさせていただきます。

まず、本分科会のオレンジ色の資料、計131ページの資料がございます。また、同封しておりますものとして、日弁連のパンフレット「法曹有資格者を職員としてより身近に活用してみませんか!」と題するパンフレット、あと大阪弁護士会のパンフレット「行政提携のお品書き」、こちらもお目通しください。

それから、クリーム色のご質問・意見用紙は、午後のパネルディスカッションの途中でスタッフが回収しに伺いますので、あらかじめご記入の上、お渡し、お願ひ申し上げます。

資料の乱丁・落丁、不足などございましたら、会場入り口でございます受け付けのスタッフにお申し出ください。

それでは、基調報告を開催させていただきたいと思ひます。

まず、本分科会の分科会長でもあります東京弁護士会の本多教義会員から、「地方自治体の課題と弁護士の役割」と題する基調報告を行います。

それでは、本多会員、よろしくお願ひいたします。

森岡（第二東京弁護士会） 皆様、おはようございます。遠路ご足労いただき、ありがとうございます。東京弁護士会の本多でございます。

私のほうからは、シンポジウムの題材でもあります地方自治体の課題と弁護士の役割ということで、まずお話をさせていただきたいと思ひます。

私の報告の後も町田市長、そのほか実際に行政連携の活動をしている大阪弁護士会の岸本弁護士、そして兵庫県内の自治体に対して実施したアンケート分析の報告がありますので、私のほうからは概括的なお話ということにさせていただきたいと思ひます。

まず、地方自治体の課題と弁護士の役割ということですが、私の認識しているところによると、まず地方自治体がどんな課題を持っているのか、それに対して弁護士、弁護士会はどのような関与ができるのかということに対し、ここで地方自治体を取り巻く状況変化と課題についてお話ししたいと思います。

皆様もご承知のとおり、地方自治体に関しては、地方分権一括法あるいはその地方分権改革推進法等が制定されて地方自治体の権限が拡大しております。しかも、その地方自治体の合併も進んでいる中であって、国としても法律で地方自治体の権限等について義務づけ、あるいは枠づけというものを緩和、廃止するという方向で動いておりますし、行政の公正・透明性、説明責任、財政規律の要請の強まりということで、具体的には行政手続法の施行がされ、あるいはその情報公開法、各自治体での条例の制定、それに財政規律に関して地方公共団体の財政の健全化に関する法律、これは2009年にできていますが、そういった形でますます地方自治体を取り巻く環境というものは、その権限の強まりと同時に説明責任等が求められるという形になってきているというところだというふうに認識しております。

そこでまず初めに、その地方自治体の課題というのは具体的にどういうことがあるかということですが、この後、町田市長からも具体的にお話があると思うんですけども、私の考えるところによりますと、一般的課題とここでは書いてありますが、財政の健全化ということは、一般的課題というのは各自治体共通した課題というふうにご理解いただければと思いますが、どの自治体も、まずは財政の健全化ということは必要になってきているということですし、先ほど申し上げた権限強化、さらに地方分権、民主政権のもとでは地域主権ということになってきているわけですから、それに伴う権限の適切な行使ということが必要でしょうし、あるいは最近ではいろいろな食品等の偽装の問題が出ていますけれども、当然その自治体においてもコンプライアンスということが確保されるということは大事なものではあるでしょうし、さらには最近議論になっている自治体のその行政というものをどれだけ民間に委託できるのかというような効率性という観点から、課題はあるでしょう。

それに、この分科会の研究テーマとも直接関連しますけれども、職員の能力向上ということで、法的能力の向上、そのほかにもいろいろなその専門的知識が、あるいは行政が適切に権限を行使して行くに当たっての能力というものが求められているだろうと認識しているところでございます。

あとは個別的課題と書いてありますが、これに尽きないとは思いますが、私のほうで思いつくものを挙げたところではありますが、一つには財産管理ということがあると思いま

す。私も、いろいろ相談を自治体から受けることがありますけれども、どういうふうに適切に財産を管理していったらいいのか。実際、自治体はたくさんの財産を持っていて、それをどのように管理していったらいいのか。行政の財産、行政財産でなくなった普通財産ということで、個別の話としては、国から移譲を受けたいいわゆる法定外公共物と言われるその水路だとか、赤道（あかみち）だとかって言われて、国がこれまで持っていたものを自治体が譲与を受けて、所有もするし管理をするという話になってきているということなどもあると思います。そのほか、契約についても、その単純な競争入札だけでなく、総合的な評価をしていく必要があるのではないかといった議論や、それで自治体が一般的に行っている補助金行政などについては、いろいろなところでその補助金が適切かどうかという議論にもなっているでしょうし、あるいはその監査制度ということについてもいろいろな議論がされていて、国での法改正の議論などもされているところだと思います。

また、最近の話題としては、行政事件訴訟法については改正がされましたが、長らく手がつけられていなかった行政不服審査制度についての見直しというようなことも、案が出ていたと思います。しばらく凍結されていた中、いよいよ施行していこうということで、制度自体が変わっていくというようなことがあると思います。

このほかにも個別課題はたくさんあると思いますが、そういったその自治体が抱えている課題に対して、弁護士の役割はどういうことなのかということで、他方、弁護士を取り巻く状況変化も著しいものがありまして、司法制度改革で言われているのは、ここに書いてあるとおり、法の支配というものをさまざまな分野に進出し、社会のニーズに積極的に対応し、その健全な運営に貢献するのが弁護士だということで進められてきているわけですが、地方自治体との関係ということで見れば、やはり法律による行政ということが地方自治体については求められているところではあるので、まさにこの法の支配の浸透ということと、法律による行政を実質化するということが具体的に一致しているところではないかというふうに認識しております。

また、弁護士側について言えば、自治体法務への関心というものは、やはり最近広がっているのではないかと思います。そもそも、司法試験の科目に行政法が入っているということが直接関心につながるということになるのかわかりませんが、若手の弁護士にお話を聞くと、やはり行政法あるいは地方自治というものを法科大学院で学んでいるということが自治体に対する関心を持つ一つの要素になっているようです。

それで、自治体との関係における活動領域というのは、それではどういうことなのかという

ことになってきますけれども、今までその弁護士というと、自治体相手に、ここに書いてあるように提訴型ということで、訴えを提起するという関係にあったと認識されていたのではないかとはいえますが、それだけにやはり限らずにですね、応訴型、自治体の側に立って弁護士が応訴する。それは、決して権力におもねるということではないのではないか。やはり、適切な法律により行政を執行するということにおいては、そのような形での役割というものもあるでしょうし、さらにその紛争予防、自治体の側に立って、紛争を予防するというのも一つの役割で、さらに言えば、自治体の政策形成に何らかの形で弁護士が関与していく。法的なところを土台にした関与ということになっていくんだらうと思います。

では、弁護士の役割についてですが、どんな形で具体的にはやっていくべきなのか。その辺、やはり弁護士会自体が、地方自治体に対して課題解決のために果たすことができる役割、先ほど述べたようなことだとは思いますが、さらに具体的な検討を加えた上で積極的に提案していくべきだろうというふうに思います。

方法としては、いろんなことから始めればいいのか。単純にメール相談なんてこともあるのかもしれないですし、さらには意見交換の場を設けるということでもいいのか。そのほか、具体的な方法というのはこれから詰めていけばいいのかと思いますが、内容的なものとしては、先ほどの自治体側の課題に対応して弁護士のがどんな役割を果たすことができるかということで資料に書き出したものです。財政の健全化に対して、債権回収だとか、税外収入の拡大だとか、神奈川県横浜市のほうではかなりその広告収入に力を入れて税外収入の拡大に努めているということもありますので、今の法的な枠組みでどんなことができるのか、さらには法改正も必要なのかというようなことでの検討とか、さらには、地方分権については適切な財産管理ということ。コンプライアンスや民間委託に関しても、その体制だとか、制度設計に対する法的な助言、さらにはその職員の能力向上という点については、今日の本分科会の大きな話題の一つになりますが、任期付公務員としての登用。さらにはその監査について、これは、包括外部監査制度というものがありますが、今、弁護士のほうでは、ここに関与している人たちが非常に少ない。ほとんど、公認会計士の方々がやっているという現状の中で、やはり法的なりーガルの面で見えていく上での監査に関与する弁護士の役割も大きいのではないかとはいえると思います。我々も、その辺、少し研究して、包括外部監査に対して弁護士が関与できる方策、今まで余り関与できなかったところに関与ができるような方策を検討したいと思っています。

あと、行政不服審査制度については、制度改正がありますので、そこでその第三者機関とい

うようなものを設定するという話になっていますから、そこでの評価、審査を受けるという形になるとすれば、そこに弁護士が関与するというようなこともあるのだろうとっております。

そのほか、いろいろな役割があるだろうとは思いますが、ここでの話はこのぐらいにさせていただいて、次に、地方自治体と弁護士、弁護士会との連携ということは、具体的にはどのようにやっていったらいいのかということになっていますけれども、先ほどの検討からしますと、地方自治体側にはですね、やはり弁護士を活用するという意識、あるいは方法についての改革が必要ではないかと考えているところです。本日の分科会には自治体職員の方もたくさん来てくださっているとは思いますが、これまでの弁護士の活用というと、法律相談とか、訴訟担当だとか、研修講師を依頼するということであつたとは思いますが、今日このあとのパネルディスカッションでもお話があると思いますが、児童相談所ですね、いろいろな法的な手続、あるいはアドバイスをしている会員の方がいらっしゃいますし、そのほかにもいろいろな事業という面でも弁護士が関与できる部分は多いのではないかと思います。

それと、顧問弁護士を各自治体で雇用しているという実態があることは、アンケート調査でも出ていますが、これだけにとどまらず、やはり任期付公務員とか、あるいは弁護士のアドバイザー委託というようなことの必要性もあると思います。中身については、具体的にきょうのシンポジウムのいろいろな場面で出てくるだろうと思います。

これに対して、弁護士側は、やはり業務に関する意識改革をする必要があるのではないかと。法廷活動だけが弁護士の役割ということだけでなく、任期付公務員としての活躍ということも弁護士の一つの役割になるのではないかとこのように思っております。

その際、いろいろ解決していかなければならない問題点等があると思います。任期付公務員の話で言えば、弁護士登録はどうするのか、抹消するのか登録するのか。登録するときも事務所登録はどうなるのか。弁護士会の委員会に参加すべきという公益活動というものは自治体の職員になったときにどうするのか。はたまた、任期が終わった後の処遇はどうなっていくのか、この辺が大きな課題になっているのではないかと思っております。

弁護士会と自治体の連携ということで、このような課題がある中で、やはり個々の会員がこの課題を全て解消するというのは非常に難しいでしょうし、組織として取り組む必要があると思います。弁護士会として、取り組みをしていく必要がある。そして、そのためには、地方自治体と弁護士会が情報交換の場を設けて積極的に協議・協力していくということになってくるでしょうし、その際、本日の配付資料の中にある大阪弁護士会の「行政連携のお品書き」というものを作って、地方自治体対して弁護士、弁護士会がこういうことができるんだということ

をいろいろと示しているということがありますが，そのような形で弁護士会側から具体的な提示をしていく必要があるのではないかというふうには思います。

それで，今後の展望ですが，ここまで検討した段階で，連携の方法の拡大ということとしては，一つは，やはり一番連携の極端なものだと私は思っておりますけれども，弁護士が任期付公務員として行政組織の中に入っていくということがあると思います。ただ，それだけにとどまらず，連携の方法というのは，任期付公務員になるというだけでなく，債権回収の受託とか，法律相談担当弁護士の外部委託などそのほかにもいろいろな場面で連携するところがあるのではないかというふうに思っています。

それと，連携の対象の拡大ということで，地方自治体との連携が進めば，さらには地方自治体には三セクなどの関係機関もあると思いますので，そこの連携ということに取り組んでいくということもあるのではないかと考えています。

いずれにせよ，皆さんが認識していただく，あるいは積極的に関与していただくためには弁護士会としての取り組みというのも必要だと思いますので，きょういろいろ出てくる議論を聞いていただいて，会員の方あるいは自治体職員の方が意識を少しでも向けていただき，弁護士会としての取り組みが積極的に行われることで，初めて連携が具体化するのではないかというふうには思います。

具体的なお話については，これからほかの方々がお話しされるというふうに思いますので，私のほうからはこの辺にさせていただきたいと思います。

どうも，ご清聴ありがとうございました。

司会（内野） 引き続きまして，大阪弁護士会の岸本佳浩会員より，「地方自治体との連携・大阪弁護士会の実践」と題しまして基調報告をさせていただきます。

岸本（大阪弁護士会） 皆さん，おはようございます。大阪弁護士会行政連携センター事務局長の岸本佳浩と申します。

大阪弁護士会の行政連携の取り組みにつきましては，本日の報告集に収録しております。あわせて法務省の活動領域拡大の分科会がございまして，そのホームページにも掲載されておりますので，詳細につきましては，そのような資料をご参照いただけたらと思います。

本日は，その要点を，かいつまんでご説明をさせていただきます。

まず，大阪弁護士会では，行政との連携の取り組みを始めたきっかけは何かと申しますと，2007年に地方自治体のニーズがあるということに気づいたということが最初の取っかかりでございます。

従来、ご承知のように、顧問弁護士というのが地方自治体においては活用されておりました。しかし、大阪府下自治体向けにアンケート調査をいたしました。その際、顧問弁護士が活動されておる領域以外にもさまざまなニーズがある。しかも、そのニーズは、外部の弁護士に依頼して解決していくようなニーズもあれば、自治体内部に入ってきてほしい、そういったニーズもあるということがわかりました。すなわち、外部の弁護士あるいは任期付公務員としてのニーズが新たに浮かび上がったということでございます。

そこで、大阪弁護士会は、2008年に大阪における地域司法計画というのを取りまとめました。その中で、地方自治体の法的なニーズについて、弁護士会として受けとめるべきだという……、方向性を出しました。

そこで、地方自治体のニーズを受けとめるために何が課題になるのかということ进行分析してみました。

まず、右のほうに見えるのは自治体でございますけれども、自治体は既に顧問弁護士を活用しております。他方、新たなニーズとして、外部の弁護士あるいは任期付公務員が必要とされるニーズもある。しかしながら、自治体から見て、一体、どんな専門を持った弁護士がどこにいるのか、こういった情報は全くないわけです。情報がなければ、自治体が新たなニーズに対応するために弁護士を活用しようと思っても活用のしようがございません。すなわち、自治体と個々の弁護士との間にはアクセス障害があるというのが課題として浮かび上がりました。

続きまして、弁護士会から見て課題を分析してみました。

実は、弁護士会の中には、さまざまな委員会がございます。この委員会と自治体とは、一部では活発な連携活動が行われています。しかしながら、弁護士会という組織で見たときに、弁護士会が自治体と連携しているかということ、必ずしも連携している状況にはございません。自治体から見て、弁護士会は縁遠い存在だというふうに思われています。弁護士会が、弁護士会の中の情報を掌握しているかといいますと、決してそういう状況にはなくて、情報が偏在しているという状況にございました。

弁護士会としては、弁護士会内部の情報を把握しておりませんので、自治体に対して、こんなことができますよという情報提供ができる状況にはありませんでした。自治体向けの情報提供ができなければ、弁護士会が自治体と連携しようと思っても連携のしようがないと。あるいは、弁護士として、こんな弁護士いますよというふうに情報提供しようと思っても呼びかけができないと、こんな状況にありました。すなわち、弁護士会から見ても、自治体との間にアクセス障害があるということがわかったという状況でございます。

ここで、弁護士会の内部の状況を、少し詳しく見ていきたいと思えます。これは行政連携センターが発足する前に大阪弁護士会で、どういう形で行政との連携活動をしているかということを図式化したものでございます。

大阪弁護士会では、2011年に、大阪弁護士会の中で、どの委員会がどんな行政機関と連携活動しているのかのアンケート調査をしまして、活発な連携活動をしていることがそのときに初めてわかりました。

ここでは、高齢者福祉、消費者、子どもの権利、民暴委員会、自治体債権の問題、こういう各部門で自治体との連携をしているという状況を示しています。

個々の委員会あるいは研究会は、自治体との連携活動を行っているわけですが、委員会相互の間あるいは弁護士会という組織で見たときには、点線になっていますように、横の連携が全くないわけです。すなわち、縦割りによって情報が偏在しているという状況にあるわけです。

しかしながら、それぞれの分野ごとに行政とおつき合いがあって、具体的な連携活動を通して専門性の向上を図っているということもよくわかるような状況です。これが、弁護士会の利点でして、専門性あるいは多様な連携活動をしているという状況にございました。

こういった連携活動をしていることが、なぜ弁護士会として調査しなければわからなかったかと申しますと、やはり弁護士会もお役所と同じように縦割りで活動しているためでございます。

ですので、本日は弁護士会関係の方もたくさんお越しですが、弁護士会自身も、皆さん自身も、ほかの委員会がどんな行政機関と連携活動をしているか、多分おわかりではないと思えます。弁護士自身がわからないのですから、ましてや外部の自治体の関係者から見ても、弁護士会の中で、どの委員会がどんな自治体と連携しているのか全くわからない、こういう状況にあるわけです。

しかし、弁護士会が何もやっていないわけじゃなくて、ただわからないだけなんです。実は、こういう形で連携活動というのが相当程度進んでいるというのが事実です。

大阪弁護士会の取り組みは、弁護士会内部の具体的な行政機関との連携活動を、中からも外からも見える化するところに意義があると考えております。

そこで、次に、弁護士会としての方向性を出そうということになりました。これは2010年。

ここで、連携という言葉と活用という言葉を意識的に使い分けております。自治体は、外部の弁護士あるいは任期付公務員として弁護士を活用していくと、こういうことを最終的な目標

にするわけです。

しかしながら、自治体から見て、どこにどんな弁護士がいるかわからないわけですね。他方、全て弁護士というのは弁護士会に所属しておりますので、弁護士会が個々の弁護士と自治体との間を取り持つと、こういう関係になるわけです。

そこで、自治体が弁護士会と連携することによって弁護士の活用を図ってもらおうと、こういうふうに考えた次第です。自治体に弁護士の活用を図ってもらうためには、やはり弁護士会の中で情報の共有、そして弁護士会内の連携活動も必要だろうと考えました。

では、弁護士会が、なぜ行政と連携しなければいけないのか。確かに、自治体の中にニーズがあることはわかるんですけども、では、弁護士会はなぜ連携していくのか、何のために連携していくのか、これは弁護士会にとって非常に重要な点でございます。

今日は、業務改革シンポジウムということですが、この点、大阪でも議論しましたけれども、決して弁護士業務の拡大、要はビジネスの視点で行政との連携をするという発想にはございません。やはり、弁護士会あるいは弁護士というのは、ご承知のように、人権擁護、社会正義の実現という公共的・公益的な役割を担っております。そういう意味では、自治体も、弁護士会も、住民福祉のために活動しているという点では共通点がございます。そういう意味では、パートナーの関係になると思っております。また、自治体は、法のユーザーとして、日ごろ、法律を解釈・運用しておられます。ユーザーが正しく法を解釈して適用できるようにすることは、弁護士の役割だろうと考えております。

そういうことで、弁護士会と行政とは目指すべき方向性は同じだろうと考えた次第でございます。

そこで、大阪弁護士会の取り組みについてご紹介をさせていただきます。

冒頭、ご確認いただきましたけれども、弁護士会と自治体との間にはアクセス障害がございます。大阪弁護士会の取り組みは、このアクセス障害を除去するための取り組みでございます。

まず、大きな方向性としてはですね、行政連携というものを会の政策として掲げました。その上で、組織的な取り組みを行いました。そして、円滑な連携を図るためのツールをいろいろつくっていくことになりました。

まず、組織的な取り組みのところでございますが、弁護士会にとって組織づくりというのは非常に重要です。それはどういうことかといいますと、弁護士会の役員というのは毎年かわるわけですね。会の政策として取り上げても、役員が毎年かわることによって政策が継続できないというおそれがあります。政策の継続性を確保するためには、やはり弁護士会自身をマネジ

メントする組織が新たに必要になると考えました。

そこで、行政連携プロジェクトチームというのをつくりまして、マネジメント活動を行いました。

そういった形でマネジメントを行っていったわけですが、やはりそれだけではだめだろうということがわかりまして、本年4月から行政連携センターを発足させ、弁護士会の自治体に向けた対外的なシンボルになる。そして、自治体のニーズを受けとめる窓口になる。そして、自治体のニーズにマッチした適切な委員会あるいは弁護士につなぐというマッチングという活動を行うことにいたしました。

続きまして、ツールでございますけれども、いろんなものを、をつくっておりますが、難しいことをとりたてて新たに始めたというよりは、既に行っている連携活動を外部に見えるように、うまく広報資料として活用しているというのが実情でございます。

ツールになるものはいろいろございまして、冊子、あるいは弁護士会の会報、あるいは弁護士会の会員向けの研修に自治体職員に来ていただいて、弁護士の生の姿を見ていただくということもやっております。そして、できるところから始める。そして、自治体の横並び意識というのがございますので、逆に弁護士を活用していこうという形で利用していただこうと思っています。

そこでつくりましたのが、行政連携のお品書きです。これは2011年のものです。2013年がとし改訂したものです。

そして、行政連携のお品書きのコンセプトといたしましては、弁護士会の強みをわかっただけ。そして、自治体の利便性を考えて、自治体の業務分野に対応する形で網羅的に一覧できるような形でご紹介をしております。弁護士会にいろんな委員会がありますよ、自治体業務に対応する形で紹介をさせていただいています。

具体的に提供できるサービス、これはもろもろ書いておりますけれども、弁護士会の各委員会が行政との関係で既にやっているものを一覧表にしたものですので、大なり小なりどこの単位弁護士会でもされていると思います。わからないだけで、調べればこういうものはつくれると思います。利用実績も自治体の方に参考にしていただくために掲載をさせていただきました。

任期付公務員のゼロワンマップですけれども、これも自治体の横並び意識というものを意識しまして、この自治体でも採用しているということを知っていただくために、こういうマップをつくっております。現在は、ここに挙げている以外に、茨木市が募集をされています。また、二つの自治体で検討中だと伺っております。

そのような形でお品書きをつくりまして、弁護士会の行政連携センターの取り組みを報告するために、シンポジウムを行いました。

その際、自治体の方々に参加していただいてアンケート調査をした結果でございます。自治体債権、行政対象暴力、任期付公務員の関係で、非常にニーズが高いことがわかりました。ただ、成年後見・高齢者、確かにここではニーズが低いんですが、成年後見や高齢者を対象にしたセミナーを開いた場合には、やはりたくさんの方々がお越しになりますので、誰をターゲットにしてやるのかによって結果の違いは出てくると思います。成年後見・高齢者についても非常にニーズが高いと考えております。

これは、行政連携のお品書きについてのアンケートでございまして、こういう結果になっております。

そして、自治体の職員の声を聞いてみましたところ、やはり弁護士会が変わることによって、自治体の職員の方々の意識も変わることがよくわかりました。

そして、弁護士会が、行政連携という形で組織立ってやっていくとどんないいことがあるかといいますと、まず弁護士会の委員会活動が活性化するんです。委員会活動が活性化すると、若手がその委員会活動に参加してくれます。弁護士会の求心力が高まります。若手が、委員会活動の中で行政から生の事件をいただいて、具体的な、事件処理をする中で、トレーニングを積むことができます。すなわち、若手の弁護士が委員会活動を通して、公共性、多様性、専門性というものを獲得していくことができます。これは、弁護士にとっても、あるいは自治体にとっても、こんなに望ましいことはないんじゃないかと思っております。

そして、弁護士会が変われば、自治体の職員の意識も変わります。自治体の意識が変われば、先ほど見ていただいたメニューを試食してみようかということになります。試食してみたいければ、ぜひ次回もということでリピーターになっていただけます。リピーターになっていただけるだけではなくて、そんなに弁護士がいいんだったら、うちの自治体にもぜひ来てくださいと、こういう形でいろんな副次的な効果も生まれてきます。

したがって、私どもの経験から申しますと、弁護士会が自治体との関係で築くべき連携というのは、単に弁護士を自治体に送り込めばいいというものではなくて、幅広い連携が必要だろうと考えています。幅広い連携関係を築いてこそ、自治体のために役立つ、あるいは、ひいては自治体の中に入っていきこうという弁護士の裾野も広がっていくだろうというふうに考えております。はい。

以上で、私の拙い報告を終了とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

司会（内野） 続きまして、本日は東京都の町田市市長を務められております石阪丈一様より、「弁護士をはじめとする専門職の任期付職員の活用と課題」と題するご報告をお願いしております。

石阪市長は、平成18年3月に町田市市長に就任され、現在2期目ですが、それ以前には横浜市においてさまざまな職歴を経験され、最後は、横浜市の港北区長もご就任されております。さまざまな視点から弁護士との役割、いろんなお話をお聞きできると思います。よろしく願いいたします。

石阪（東京都町田市市長） はい、おはようございます。町田市市長の石阪でございます。

きょうは、こういう機会をいただきまして、本当にありがとうございます。こういう機会でもない自分が何を考えているかまとめる機会がありませんので、大変よい機会になりました。

それで、きょうは、弁護士会の皆さんからするとユーザーの立場からお話をさせていただきます。

私は、まさしくユーザーなわけですが、どういうユーザーかと言うと、実は、首長は政治家であります。政治家であり、また経営のトップでもあります。つまり、二つの顔を持っているわけですね。それで、どっちのことを言うのかというと、両方のことを言います。何かというと、要は法律と経営ということの関係についてきょうはお話をします。それも、よくない政治家の話もします。よくない政治家は私ではありませんよ、念のために。

政治家ではなくて、政治屋という人がいます。政治を売っている人、権力を売っている人。もちろん、それで票を買うんですからバランスシートはとれているんですけども、政治屋さんの話が出てきます。したがって、任期付弁護士の話とかはしないのかって思われるかもしれませんが……。

実は、今日は資料集が出ておりまして、その中に任期付弁護士採用の件について、この間の経緯を、27ページから38ページのところに詳しく書かせていただいております。それで、その分厚いこの資料集の中で……、ああ、ごめんなさい、きょうの話についてはですね、このオレンジのほうの13ページのほうにレジメが入っています。それで、実際の細かい実務のことについては、今申しました27から38ページに書いてあります。

それから、2011年の10月の「自由と正義」ですか、あの中にも書いてありますので、それは見ていただければと思います。それで、それを説明していますと終わってしまいますので、12時5分前までには、終わらせるつもりで頑張ります。

政治屋ではなくて政治家になるということですから、どういう政治姿勢を持っているのか

ということから話します。

それは何かというと、一つは、政治姿勢としては、平たく言えば志というんでしょうか、それはこの13ページに書いてある情報公開から情報提供へという、情報を公開するという消極的な立場ではなくて、提供するという積極的に情報共有をしようという、これは政治の責任というふうに思っています。

それから、3番目、自治体の経営改革をしなければならないと、これも政治家。私が市長になるときに掲げた二つの理念であります。これが、私の志であります。時々、志を投げ出しなくなるんですが、今もってこの二つの志をしっかり持ってやっています。夜寝られないことは一度もありません。この二つの志をやろうとすると、本当に頭が痛くなる、つらくなるということとはたくさんあります。だけど、なぜか夜寝られないことがないという特別な能力を持っています。

それと、もう一つ、これはいつも決めていることなんですが、人間は理屈では動きませんので、感情に訴えます。あるいは、考え方、思い、そういうものに訴えて、次の一步を踏み出してもらおうと、こういうふうにしています。そこで、いつもいつも同じことを職員に言っています。理屈では動かない、人間は感情で動く、理解をしてもだめ、説得をしてもだめ、納得をしていただく。つまり、感情のところには触らない限りは人間は動かないよというふうに、契約書にサインもいただけないよということです。納得というのは感情が入っている部分です。説得だとか、理解だとか、何度も地元説明会で言います。皆様のご理解をいただいて事業をさせていただきますと言いますが、住民のほうは、理解なんかしたくはないんです、納得したいんだと言っているんですけど、いつもすれ違ってあります。

それで、「はじめに」と書いてあります。はじめにと書いたのは、法務能力以前の問題がたくさんあるということです。それで、ここはですね、この後の話を進めるための話の枕であります。ところが、この枕が非常に大きくて、枕の中に沈んでしまうぐらいボリュームがありますが、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

ここからお話しするエピソードというのは、就任した2006年、平成18年以降の話であります。その一年間ぐらいの市長と職員の会話についての話ですが、実はこの会場に町田市の職員が来ているので、ここのエピソードの部分は耳を塞いでおいてくれと、今、命令してあります。今の職員も聞きたくはないんですね。

まず、「稟議書」から、これは、稟議書ってというのは、皆さん、ご存じのとおり決裁ですね。方針決裁ですが、この方針決裁の文書がいいんですね。この方針決裁の一番頭に、かがみ

にタイトルがあって、そこに書いてあります。「市長に案を上げたところ、違う案にしろと言われたので、こういう案にしました」というふうに書いてある、稟議書に。目を疑いましたね。何せ、私のとこまで来たんです、その決裁、下からずっと上がってきて。全員、差別用語で言う「めくら判」ですよ。誰もよく見てない。でも、表書きだから、普通めくった後に書いてあると読まないけれども、表に書いてあるんですよ。「市長が、私たちの案について違うと言ったので、この市長の言った案に直します」という本文が。これ、情報公開されたらどうなります、えらいことですよ、というエピソードです。単なるひどい話なんです、これ市長になった年の話です。

「照会への回答」。照会というのはよくありますよね。この場合は、埼玉県のみどり野市... ..、えっ、みどり野町、時々私はこういう言い方するんですね、どちらか、町だか、市だか、結構いい加減な市長であります。

埼玉のみどり野市の学校で、プールの事故があって、子どもが吸い込まれて、手が何か入ってしまって亡くなった事件がありました。それで、文部科学省が各教育委員会に問い合わせをしました。おたくは大丈夫か。それで、問い合わせた翌日の朝刊を見たら、みどり市はないんですね、事故はありません。それで、その新聞を読んで役所に行きましたら、教育長が飛んできて、「調べたら6件危ないところがあります。」、「いや、新聞にはみどり市はゼロと書いてあるよ。」、「えっ?」、というんで、教育長が担当部長に命じて、教育委員会のビルが当時離れてたから電話したら、そしたら回答がしっかりしてましたね。「担当者がいないので、うちには該当がありません」と答えておきましたと。えっ、じゃ、その担当者どうしてたの。担当者は、その日はプールの調査に行ってたんです。そこへ電話が文科省からかかってきて、答えた職員が、「担当者がいないので」と言わずに、「うちには該当がありません」と答えてしまった。それで、新聞に、みどり市はゼロだったということなんです、大丈夫かなっていう.....、とても大丈夫じゃなさそうな話をさらに続けていきます。

「主体性・チャレンジ」。これはですね、みずから、自分で発案しようということですね。

それで、保育所待機児童の話ですが。みどり市は三大都市圏ですから、当然待機児童がたくさんいました。何百人といるんですが、どう対応するかなってことです。ここからちょっと落語風になります。落語風じゃない。かけ合いなんで、こっち向いて言って、担当者のときは反対向いて言いますから、よろしく願います。こっち向いているときは、市長です。はい。

「待機児童の対策はどうなっているかね」、「いや、特に何も」、はい。「クレームも市長

の手紙もたくさん来てるよ」, 「まあ, どうするか。まあ, ご指示いただければ, 何かやってもいいですよ」こういう答えです。その次, もう, 私, 二の句もつげずに終わりました, この会話は。

ちなみに, 今は, 市では全国で初めて20年間家賃の補助をするという仕事をしまして, 大量に保育所を供給しています。その担当部長をすぐ異動させましたから, 次の部長が, 「こういう案, 持ってきました。どうしますか」って, 「いい, 任せるからやんなさい」と言って, 東京都と国と全部かけ合ってやってくれました。これは, もう任せるからやりなさいと一言で, このときは楽でしたね。主体性がある職員ときは非常に楽です。

「組織内情報共有」。こっち向いてるのが市長ですね。はい。

「議会の答弁の勉強会をやりましょう」, 「市長, 前例がありませんが」, 「今まで, じゃ, どうしていたんだね」, 「あおう, 部長がそれぞれ1件ずつ助役と勉強会やっておりましたので, はい」, 「それじゃ, だって本会議の質疑の場面じゃ, 担当のところ以外は他の部長は何のことかわかんないじゃないか」, 「はい, 問題ございません。自分の部のことはわかっておりますから」, こういう回答でありました。その後, 全員集めて, 担当部以外のことも全部ほかの人から意見を言わせる, 答弁案に対する意見を言わせるという, そういう勉強会をスタートしております。

部長さんというのは, 前にその職にいた人もいますよね。だから, 次の担当部長が, ことし初めてで余り得意でなければ, そのほうがいいよということを言える立場にあるわけだから, やっぱり情報共有だけじゃなくて, お互いに協力して議会答弁を考えるというのが非常に大事なことだと思って, やっぱりこれもやりました。

次はですね, マネジャーの答弁の仕方・答え方に実は問題があるというケースであります。まず, 保険年金課長のせりふから。こっちですね, 今度はね。「市長, アルバイトを入れたいと思います」, 「どこに入れるんだ」, 「はい, 窓口にアルバイトを入れたいと思います」, 「効果はあるのかね」, 「ええ, 職員の残業が減ります」, 「いや, 窓口というのは大変なんだよ。国保制度というのは年々ころころ変わるから, 窓口に出て, それがアルバイトというのは大丈夫なのかな」, 「はい, 制度改革については, 職員もついていくのが大変ですが, まあ, 民間の人であれば5日もあれば何とか」というのが課長の答え。これは答えに問題がありますよね。それはおかしい, もう一回言ってみてくれといいたいくなります。

もう一件はですね, ここで落語風は終わりなんです, ずさんな計画で失敗したというやつですね。事業に失敗しました。これは駐車場計画なんです, が.....。駐車場をつくるということ

で、地元の商店会から、駐車場不足だ、近隣との競争に耐えられないという、まあ商店会も一種政治勢力でもありますので、応えてつくりました。市の土地がないので、地権者に駐車場をつくってもらって、年々の賃借で返すということで20年の契約をしました。しかし、始めてみたら、この立駐に入ってくる車の数が少なくて、毎年億単位で赤字が出ていました。それで、市役所は、議会の追及を受けてやめてしまいました。突然やめてしまいました。これ以上やったら赤字がどんどん膨らむ一方ですから。地権者のほうは、自分のお金で14億も借入をしてつくって貸したら、途中でやめますよと。それはないだろうということで、当然それはないんで市が負けました、裁判で町田市は負けました。それで、契約書の中には、この契約を途中でやめるといふ条項がないんです。最初からない。最初からない契約を結んだのです。これは本当にリスクがないですよ、貸している地権者のほうは。貸しているほうは、全くノーリスク。借りた市のほうは、リスク無限大という契約。当然のように8億5,000万円払いました。

それで、この失敗というか、ミスというか、そういう契約の失敗というのが、きょうここに立っている理由。つまり、法務能力を上げないと、これはだめだと。こんなことをしていたんでは、役所が倒れちゃう、潰れちゃうということで、人と組織の能力、とりわけ法務能力を引き上げないとだめになるということで、任期付の弁護士さんをお願いしようという一番の動機はここにありました。これまでに申しました幾つかのエピソードも、やっぱり法務能力ということとは比較的關係をしております。

私は、地元の支持者というか、そういう人たちから大変疎ましく思われております。支持者から疎ましく思われる、何だと思いでしょうが。既成の利益、既成の何というか、そういうもの、権益というのでしょうか、そういうものを壊す方向をやっています。あるいは、地元の業界におもしろくないやり方、たとえば施工能力のない中小業者に無理に発注するなどはないとか、そういうやり方です。したがって、表向き、「市長さん、頑張ってください」と言っただけで、裏で、あいつ全然俺たちの言うことを聞かないのに、何であいつに投票したんだらうって思ってます。投票したんだが、次に代わりの立てるやつもないし、弱ったなって、みんな思ってます。ただ、口には出しません。面と向かって私に言って来ないで、裏で言っています。

それで、そういう意味では、何というんですかね、行政が、今、この現状を、どうすればいいかっていうそういうひどい状態のところに、市長になったわけですね。ただし、これは町田市だけがだめだということじゃなくて、かなりの市役所、かなりの町役場であるんだと思います。

さて、冒頭で政治姿勢の話をしました。要するに情報公開から情報提供へ。私の政治理念のひとつでもあります。ここに書いてあるとおり、理解できる情報を出さなきゃいけない。これも、資料集の中にありますが、去年から企業会計方式、全国1,700ある市町村の中で唯一、企業会計方式、複式簿記を導入して、ことしの9月には決算を、企業会計方式の決算を発表しております。これも、資料集の中で説明しております。

それから、情報公開の肝は何か、コアは何かというと、要は社会、市民が理解できる情報を取得できれば、そこから市民が動き出すわけですから、これは知的な分業だと思います。行政が知識を独占するとか、情報を独占するんじゃなくて、市民が取得することができる。会計であれば、官庁会計というわけのわかんない、読んでもわかんない方式じゃなくて、ちゃんとした企業会計方式でディスクロージャーをするということは、この知的な分業の大前提なわけですね。そこが、私は、はやりでよく言われている市民協働だ何だと言ってますが、知的分業というところが一番大事なんで、市民協働は。市民に掃除してもらおうことじゃないんですね、そのところですよ。

それから、もちろん先ほど申しました包括外部監査も、一般市である町田市は実施義務はありませんが、やっている理由も情報共有ということです。それから、経営監理会議も公開しておりますし、市立病院の経営会議、これは経営評価会議と言っているんですが、これも公開していますから、新聞記者が入っています。一般の人がちょっと辛辣なことをがんがん病院長に向かって言っています。それも公開しています。

それから、日本経営品質賞というのがあります。この経営基準のアセッサーというのを養成して、二桁、今、町田市では十数人がアセッサーの資格を取得してます。三重県だとか、岩手県滝沢村なんて、何か今度は市になるという話も聞いたんですが、そういうところもやっていますが、この経営品質基準というのを行政経営の基本イコールバイブルというふうに呼んでるんですが、それで行政経営の路線を決めています。

最後に、専門職の活躍と自治体の法務能力と市町村の位置ということをお話しします。

それで、この4番と5番は何かというと、弁護士の活用と行政実務との関係、あるいは行政実務、いろいろな部署の活用と政治の関係をお話をしようということでございます。

ポイントは何かというと法務能力の開発ということは、職員が自信をつけるということです。弁護士さんがバックについているという自信ですね。自転車の練習で言えばね、押ししてもらって走ってるのに、気がついたら自分で一人で走ってみたいもんでね。とにかく、気がついたらお父さんは後ろについていないんでね、でも、自転車に乗れる自信がつくということなん

です。

それで、法務を基本にする仕事ですから、組織は、自治体職員の精神的負担が軽くなりますし、それから自信を持って仕事をする事ができる。となれば、いい仕事をします。そういう意味で、大事な事だというふうに思っています。

法務の専門職の活躍ということで、コンプライアンスを守る、ひいては自分の身を守るというのが大事なところですね。

それから、5番、自治体のほうは、どっちかという受け皿です。国や都道府県の下請機関なんです。ですから、余り自分の考えでやると、いろいろ間違いがあります。間違いがあったときに、自分で考えてやったことについては、厚生労働省も保障してくれませんが、守ってくれません。だから、言うとおりにするんです。言うとおりにするという考え方は、習慣になっちゃう。「習い性」というのはこういうことなんですね。

例えば、生活保護、どうですか。厚生労働省の基準じゃないやり方できますか、できませんよね。それは、住民基本台帳だって、税務だって同じですよ、それは。当然、自立支援法も同じだし、それはそうなんです。ただ、通知を出しているほうは現場がわかっていませんよね。だから、現場がわかっていないところが、現場にふさわしくないことをどんどん通知を出します。ただし、その通知を守らないというのは、何か非常に苦しいというのが実態です。受け皿としては、そういう思考とか、訓練とかをされて育っているのが市町村の職員です。それから、市長はね、勝手なことを言うけど、職員はそうはいかないですからね。

それから、組織規模です。やっぱり、ターゲット、弁護士の任期付採用で言えば、ターゲットは人口20万人。この会場には、県庁にも行っている弁護士さんもいらっしゃいますが、県庁とか、都庁とか、国が、法務能力のない職員ばかりだとアウトですよ。そんなもの、最初からいなきゃいけないんです。しかし、やっぱり、20万人とかそれ以下のところは、法務能力はみんなちゃんとある職員ばかりじゃないんですよ。だから、そういう市役所あたりが狙い目、私はそう思ってます。町田市は40万人超えてるんですけど、先ほど、ちょっとまずかった例を出したんですが、法務人材というのは、その需要はやっぱり全国に100ぐらいある人口20万人ぐらいの市ですね。そこがターゲットかなというふうに思います。

最後に、「政治」には、悪いこと、あるいは法令をないがしろにするものがつきまといがちです。先ほどちょっと言いました、既得権とか、いろいろ言いました。そういう悪というものがあるとすれば、あるいは既得権擁護とか、支援団体への利益誘導だとか、そういうことをするとすれば、それは政治屋ですよ。ですから、そういう首長・市長には任期付弁護士採用を

頼んでもだめです、首長自身が摘発されちゃいますからね。そうじゃない人に頼んだほうがいいです。首長を見分けることが必要です、雇ってくださいというのには。既得権擁護の塊みたいな首長のところへ行っても、「ああ、何だろ、それ」って帰されるだけですから、もうちょっと雇いそうなしっかりしている政治家のところに行っていただくと雇っていただけるかもしれません。大事なことは、多分その辺だろうというふうに思います。ご清聴、ありがとうございました。

司会（内野） ありがとうございました。

最後にですね、午前最後に、伊藤義文千葉県弁護士会会員より、アンケート分析結果についてご報告をいたします。

伊藤（千葉県弁護士会） 千葉県弁護士会の伊藤と申します。

これからお示ししますパワーポイントのほうは、オレンジ色の表紙の当日配付資料の14ページからに記載がございます。それと、アンケートの分析のより詳細なものに関しては、基調報告書の39ページ以降、それと附属のCD-ROMのほうに、今回のアンケートについての全回答を掲載しておりますので、そちらをご参考にいただければと思います。

今回実施しましたアンケート、日本弁護士連合会でやらせていただきましたが、実施時期は、今年の7月です。対象といたしましたのは、県内の市町村42団体ですね。

今回のアンケートの目的は、地方公共団体における法的分野のニーズを確認したいということで、通常その取りまとめをしていただいている総務部門のほかにも、直接現場の声も聞こうということで、事業部門、ここに掲げております五つですが、直接ご回答をいただきたいということをお願いをいたしました。

非常に大部にわたるアンケートで、ご回答いただいた団体の方、本当にありがとうございます。回答状況にですが、総務部門に関しては、合計26団体から回答をいただいています。事業部門に関してなんですけども、若干数が少なくなっています。

顧問弁護士の委嘱状況というところからご説明をしたいというふうに思います。

26団体のうち、顧問弁護士を委嘱しているというふうにお答えいただいた総務部門については23団体、委嘱してないところもまだございますようで、3団体ございました。最も、例えば町村会、あるいは任期付公務員で対応しておられるような団体もあろうかというふうに思います。

問題は、事業部門のほうの回答で、わからないというところがあるんですね。その自治体さんはそれぞれ非常に平和なのか、そもそも相談をしないということで、いるかないかわから

ないという回答が残念ながら出てきてしまったんですが、一つちょっと考えられる原因として、顧問弁護士に対して、各事業部門がどういうふうにアクセスをしているのか、その方法をちょっとこちらのほうで確認をしてみました。わからないというふうにその答えがあった団体、相対的に多いのは福祉、あるいは土木というところなんですけど、そこと比較すると、こちらのグラフの赤で示されるとこなんですけども、公営住宅・病院のところは、直接その総務部門を経由しないで直接頼んでます。通常、総務部門を経由してというところが多いと思うんですけども、そういう方式じゃないところのほうが、やはり顧問弁護士に対するアクセスというのがしやすいので、顧問弁護士のプレゼンスというのが示されているというふうになるのかなと思います。

相談の内容に関しては、弁護士として典型的にイメージされる訟務、あるいは個別行政分野というものが多く、その次に、最近非常に意識が高まっている債権管理分野、あるいはその苦情対応というものが、総務部門、事業部門を通じてふえてきております。

率直に顧問弁護士役に立っていますかというふうに聞きました。幸いなことに、主要5県内の自治体の顧問弁護士の皆さんというのは、非常に役に立っている、あるいはそういった回答が多くて、役に立たないという方はほとんどございませんでした。

実は、数年前に別の団体で、やはり顧問弁護士の満足度というのを調査したことがあったんですが、そのときは、実は顧問弁護士は役に立たないという回答が出てきてまして……、そういう意味では、県内の顧問弁護士さんというのは非常に有能で、要するに自治体の満足のいく業務を遂行してもらえているのだというふうに思われます。

今後その顧問に期待する業務はどんなものなのでしょうかというのを、総務部門、事業部門でそれぞれ分けて聞いてみたんですが、業務の内容としては、実はこれまで行ってきたものというのが、総務部門、事業部門を通じてほとんどなんですけれども、一つだけ、事業部門のところですね、3番目に挙げられたその苦情処理の代理人というのが数字としては多くなってきております。やはり、総務部門と違って現場にいらっしゃるということで、直接住民に対応するということがあって、そこでご苦労されているということでこういったニーズが多くなっているのかなというふうに思われます。

次に、その顧問弁護士さん以外の弁護士との連携に関して、やはり尋ねてみたんですけども、今度はその訴訟・調停といったものではなくて、特定の分野、行政対象暴力あるいはクレーム、債権回収、こういったもののその事件処理の依頼をしたい、あるいは職員向けの法律相談をやってほしいというようなニーズがどちらかというとうございまして。

これが、総務部門の回答なんですけど、事業部門に関しては、顧問弁護士ではないんですけども、やはり同じようなその住民とのトラブルに関して間に入ってほしいと。この回答が総務部門に比べると、かなり多いという結果が出ております。

研修に関してもちょっと話を聞いてみたんですけども、弁護士会が、地方公共団体の実施するその研修会に講師を派遣することに関して関心があるかないか、あるいはその分野に関して回答いただいたのがこちらになります。それなりに興味を持っていただいて、総務部門の場合には、行政法・行政争訟、こういったものがニーズとしては多いということになるんですけど、これが事業部門になりますと、やはり先ほどと同じように、行政対象暴力あるいは悪質なクレーム対策、こういったものがトップに出ておって、現場での対応についてのその法的アドバイスというのを希望があるという結果が出ております。

逆にその弁護士会が実施する研修に対して、お越しいただけるということになった場合に、どんなものに回答が、関心があるかというのが、次の二枚のスライドになるんですけども、実はこれ結果がほとんどですね、県、庁内での研修への講師派遣と変わらないということになっておりますので、ここは簡単にしか説明はしないことといたします。

次に、弁護士会そのものとその連携することについて興味があるかないかというご質問をさせていただきましたけれども、実は総務部門よりも事業部門のほうが、どちらかというに関心をお持ちいただいているということがおわかりになるかと思えます。総務部門が15件、58%ですね。これに対して、事業部門に関しては、合計で74%地方公共団体のほうで関心をお持ちいただいているということになります

次に、その連携の方法に関して、具体的に幾つかお尋ねをいたしました。

先ほど、本多会員から説明があって、岸本会員のほうからも具体的に話をさせていただいたんですけど、アクセス障害というものがやはりあるのではないかという認識がどうもあるようです。

ニーズとしては、一つまず一元的な窓口をつくってほしいと。先ほど岸本会員のほうから具体的な話のあった行政連携センターのようなものが一つ参考になろうかと思えます。もう一つその下にあるのが、メニューリストですね。先ほど、やはりお品書きというもので岸本会員のほうで説明をしましたがけれども、要は業務として何をやっているのか、それと、こういった形でアクセスをすればいいのか、このルートを二つ確立することがまず急務ではないかなというふうに思います。

次に、きょう午後からのシンポでも一つ大きな柱にしております法曹有資格者の採用の現状

と課題等に関してお尋ねをした部分、なんですけれども、現在、兵庫県内で在籍している法曹有資格者の方が在籍しておられる団体が三つあります。具体的にどうなのという話をちょっと聞いちゃうと、中身が特定される可能性があるんで、むしろその採用に関して関心があるのかというところをこれからちょっとご説明することになってきちゃうんですけども、関心に関してはそれなりに持っていただいている。次に、じゃ、計画をしていただきましょうかねと、そういう段階にあるのかなというふうに、これパワーポイントの下段のほうなんですけど、そういった回答になっております。

期待される業務として、複数回答で答えていただいた結果がこちらの表になっておりまして、訟務というのが実は非常に多いんですけども、そのほかに、行政不服審査業務、先ほどちょっと説明をし漏らしたんですが、行政不服審査業務に関しては、実は顧問弁護士さんというのは余り相談を受けていないんですね。そういったものに対しても対応してもらえるのではないかと期待をしていただいているところでございます。

もう一つ、仮になかなか採用が進まないという場合に想定される消極意見としてどんなものがあるのか、これも複数回答で総務部門のほうからお答えをいただいたんですけども、一つはその外部の顧問弁護士使えばいいじゃないですかと。そのすみわけ、どうするのかというのがテーマになるであろうと。もう一つは、その任用のコストとか、定数管理の面から、どうしても消極的になるのではないかと、こういったところが多数の、かなりの多くの団体からご回答をいただいているところです。

今日の午後のパネルディスカッションでは、任期付公務員の方も参加をされて、かなり具体的にこのあたりお話をいただける予定となっておりますので、ぜひとも後半もお聞きいただければというふうに思います。

あとはその任期付公務員のほうの説明会の内容として、どんなものに関心があるんですかということ聞いてみたんですけども、一つは弁護士の話、それとその弁護士の配属先の長ですね、あとは採用された人事担当者の方の話、あるいはその交流会というものが有益ではないかというふうにお考えになっている自治体が多いようでした。

まとめということですので、ここは簡単にやりますけども、顧問弁護士の有用性に関しては、高く評価はされております。ただ、それ以外にもやはりニーズがあって、顧問弁護士以外の場合には、特定専門分野、特に事業部門において住民対応等ですね、こういった割と専門性のある、あるいは即応性が必要なところにニーズがあるのだという結果が出ているかと思えます。

弁護士間の連携については、統一的な窓口の設置と広報と、連携可能な業務のメニューを、

具体的に示すということが地方公共団体のほうで求めていることなのかなというふうに思われました。

最後に、法曹有資格者の任用についてですけれども、これは関心がそれなりに高まってきておりますけれども、なかなかまだ具体的にイメージがつかみ切れていないというところがあるようですので、実際に任用することが一体どこまでメリットがあるのか、それとデメリットも当然あると思いますので、自治体のほうからも情報をフィードバックしていただいて、弁護士会との認識を共通にした中でより発展していかせる必要があるのではないかとというふうに思います。

以上といたします。ご清聴，ありがとうございました。

司会（内野） ご清聴，ありがとうございました。

これにて，午前の部，基調報告を終了させていただきます。

（休 憩）

司会（内野） パネルディスカッションを開始いたしたいと思います。

ここからは，進行を本多会員と森岡会員に引き継ぎます。お願いいたします。

森岡（第二東京弁護士会） それでは，パネルディスカッションを開始させていただきたいと思えます。

自治体と弁護士との関係を取り上げたこの弁護士業務改革シンポジウムの分科会も，回数を重ねて今回で5回目ということになります。

今回は，地方自治体の課題と弁護士の役割について，地方自治体の行政にかかわりの深い方々をお招きして，これまでの地方自治体と弁護士との具体的な実践例をも踏まえて，今後を展望していきたいと考えている次第でございます。

本日，コーディネーターを務めさせていただきます東京弁護士会の本多でございます。日弁連弁護士業務改革委員会の行政分野関連小委員会の委員長をしております。本日は，どうぞよろしくをお願いいたします。

森岡（第二東京弁護士会）

同じく，コーディネーターを務めさせていただきます第二東京弁護士会の森岡誠と申します。本多会員と同じく，行政分野関連小委員会に所属しております。よろしくをお願いいたします。

森岡（第二東京弁護士会） それでは，まず，今日ご出席のパネリストの皆様から自己紹介をお願いいたしたいと思います。

大貫氏 皆さん，こんにちは。私は，中央大学法科大学院で行政法を担当しております大貫

と申します。

今回のシンポジウムのテーマが、地方自治体の課題と弁護士の役割ということで、担当科目の関係でお呼びいただいたものと理解しております。また、私は、全法科大学院が加盟する法科大学院協会というところの常務理事を務めておりまして、法科大学院全体のことも多少知り得る立場にあるということでもお呼びいただいたと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

荻野氏 明石市役所の荻野泰三と申します。明石市役所では、総務部コンプライアンス担当課長と市長室課長を兼務しております。3年間ほど大阪の法律事務所で勤務した後、明石市役所でお世話になっております。

明石市では、ほかの基礎自治体にはない5名の弁護士の職員の採用というのがありました。今は、1名退職して4名になりましたが、そういった特徴がありますので、複数採用についてもお話しできればと考えております。今日は、よろしくお願いいたします。

河浦氏 福岡市子ども総合相談センター子ども緊急支援課長をしております河浦といいます。よろしくお願いいたします。

子ども総合相談センターといいますのは、要は福岡市児童相談所です。子ども緊急支援課というのは、その中でもですね、虐待対応班と言われる、主に児童虐待の通告を受理をして、必要な調査、場合によっては立入調査、子どもを児童相談所の権限で保護すると、そういう役割を担っているところであります。

福岡市は150万人の政令指定都市でございますが、年間500件以上の児童虐待の通告を受理しております。そして年間80人以上の、子どもを職権で保護するというような状態であります。

家庭裁判所の承認を経て、施設、里親に委託をするという件数も13件に上っております。近年、非常にですね、虐待の対応が増加をしまして、一昨日もですね、重大な虐待事案が発生しまして、昨日、夜遅くに到着をいたしまして、きょうに間に合わないんじゃないかっていうような状況もありましたけども、そういうとこで頑張っている者です。よろしくお願いいたします。

久保氏 福岡県弁護士会に所属しております久保でございます。私は、平成23年4月から、隣の河浦課長の同じ課、子ども緊急支援課という虐待対応の課のスタッフ課長として勤めております。よろしくお願いいたします。

菊池氏 岩手県総務部法務学事課の特命課長という立場にあります菊池優太と申します。第二東京弁護士会に登録した後、3年間ぐらい東京で弁護士として活動した後、ことしの1月か

ら任期付職員として現職に至っております。現在、弁護士登録はしていません。

今の時点で、赴任してから10カ月ぐらいが過ぎたということになりますけれども、本日はそのような経験を踏まえたお話ができればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

楠井氏 三重弁護士の楠井嘉行でございます。平成24年度と25年度の三重弁護士の副会長をさせていただいております。元三重県職員でございます、修習期は37期でございます。

平成11年5月に、三重県信用組合の金融整理管財人として破綻処理をさせていただきました。そのことは自由と正義に書かせていただいております。

私の事務所には、本日現在で18名の弁護士がおりますけれども、4名が任期付公務員として、東海財務局、名張市、三重県の度会郡南伊勢町、兵庫県の明石市役所にそれぞれ採用されております。

名張市と南伊勢町は、私が法律顧問をさせていただいておりますけれども、ほかにも組織内弁護士として、三重県信用保証協会、三重県信用農業協同組合連合会、三重県商工会連合会、株式会社ケーブルテレビジョン四日市に研修派遣をしたりしております。

日本弁護士連合会の中では、業務改革委員会の行政法分野で活動させていただいております、第一東京弁護士の橋本先生の監修のもとに、「自治体の債権回収」という本を書かせていただいております。三重県内でも、コンプライアンス研修を市町等いろいろな自治体においてやらせていただいております。日弁連では、平成19年に地方自治研修を、平成23年に行政クレーマーの研修の担当をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。久保さんのほうに、今の職につかれるまでの簡単な経緯について、ちょっと補充していただくとありがたいんですけども。

久保氏 私は、もともと裁判所の書記官として長年勤めておりまして、大体十四、五年書記官として仕事をしておりまして、その後、弁護士登録をいたしまして、1年7カ月ほどの経験しかありませんけれども、その後、この、先ほど言いました平成23年4月から児童相談所のほうに勤めておるという次第です。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

それでは、次に中身のほうに入っていきたいと思っておりますけれども、地方自治体と弁護士のかわりの変化ということで、午前中の報告でもあったかと思っておりますけれども、従来、地方自治体と弁護士の連携といえば、顧問弁護士のほか、研究・研修の講師、委員会の委員、住民向けの法律相談の派遣などがあったと思われましてけれども、近年は任期付公務員等への登用、以前に比べてこういうようなことがあって関係が深まっているというふうに見えるかと思いま

す。

このような現状、状況について、どういうふうに考えればいいのか。まず、大貫さんのほうからご説明をいただけますでしょうか。

大貫氏 はい。私は、先ほど申し上げましたように行政法を担当しておりますので、その関係で、自治体で研修講師をしたり、あるいは審議会の委員をするということがよくあります。

そういう経験から二つほど申し上げることができると思います。午前中既に、かなり論点が出尽くしておりますので、重なるかとは思いますが、あえて申し上げますと、一つはやはり、ちょっと自治体の職員の方もこの会場においでになっているところで大変言いにくいんですけど、やっぱり自治体の職員の方の法務能力というのは、決して高いものではないだろうと思います。確かに県と市町村で違うだろうということも、先ほど石阪市長からも出ておりましたけども、私はやはり一様にそう高いものではないと思っております。

一例を挙げますと、ご存じの行政手続法っていうのが施行されてから20年たつわけですけども、研修に講師で参りますと、行政手続法を知らない職員の方が多いわけですね。存在を知っていても中身を知っている職員はもっと少ないというのは、これ非常にゆゆしき事態だと思えます。ただ、職員の方が不勉強だというふうには、私は思わないのでありまして、意欲のある人が研修に来るわけですから、そういう人であっても、なかなか学ぶ機会がなくて、そのままに捨ておかれているという状態だろうと思います。非常に極端な言い方をすると、そういうことだろうと思います。これが一点です。

それから、もう一点は、これも午前中出たんですけど、現場でさまざまな法的な問題に自治体の職員の方は遭遇しております。ところが、現場で即相談できる相手がないということだろうと思います。来週、私、実はある自治体の研修に講師で行くんですけども、研修講師で困ったことが起こることがあります。講義に関して質問がないかと訊いて、質問が出てくると、職員の方が現場で困っている法的な問題が出されてしまうことがあるわけです。それくらい困ってるんだと思うんですね。「先生、今悩んでいるこういうケースどう思いますか」ということですね研修の場でこうして聞かれてしまうというのは、間違いなく日常的に相談できるローヤーが、専門家がそばにいないだろうということを意味しているんだらうというふうに思っています。

この二つがよく感じるところです。

さて、コーディネーターからの質問ですけども、任期付公務員等で弁護士が自治体内に入るといことは、こうした問題に対するやはり一定程度以上の対応になると思います。研修講師

等で弁護士が日常的に法務能力向上のためのいろいろな講座を開くこと、それから日常的な問題に職員がぶつかったときに、すぐに相談できる人が近くにいるというのは、極めて大事なことだろうというふうに思っております。

ですから、コーディネーターが言われた最近の動きは非常にいいことだろうと、私は思っております。これは、弁護士の職域拡大とか、そういうことではないと思います。弁護士、法曹有資格者を必要としている人がすでに自治体にいるということ、需要は存在するということがだろうと思います。

以上です。

森岡（第二東京弁護士会） では、この点について、荻野さんのほうからお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

荻野氏 既に、いろいろと話が出ているところで、かぶるかと思うんですけども、やはり行政でいうと、前例主義で動いている現場が多いです。ただですね、細かいことでも前例にとられないとかですね、透明化が進む中で、前例で今までやってきたことだからやるというのでは、もう説明がつかなくなっているのではないかとこのように思います。

誰に対しても説明できる、すなわち適法性が担保されている活動であるということが、必要になってきているのではないかと思います。また、地方分権化の流れの中で、自治体独自で考えて判断しなければならない事項がふえてきております。他方、財政健全化のために職員の数が減っているという実情もあります。

その中で、専門的な知見を持った職員さんを補わなければならなくなっているのではないかと。これは、法的な分野に限らず、弁護士に限らないほかの専門分野にも言えることではないかとこのように思っております。

森岡（第二東京弁護士会） 続いて、河浦さん、お願いいたします。

河浦氏 はい。児童相談所の立場からいいますと、児童相談所の大きな課題は、児童虐待の対応です。

実は、児童虐待の対応というのは、私ども、児童相談所は、基本的にはソーシャルワークで支援をしていくという基本的な考え方なんですけども、それではなかなか子どもの命を守れない。もっと、児童相談所が持つ権限で、権限を行使して、強力な介入をして子どもの命を守るべきだというふうに流れが大きく変わるのが、平成12年の虐待防止法の成立なんです。

それで、この児童相談所が持つ権限を駆使して対応していこうということ、そのころからですね、実はなぜそういう法的な解釈をして、何を根拠に持ってこういう対応をしていくのかと

いうことの我々のしっかりしたものと、そしてそれをちゃんと説明する責任といいですか、それはずっと求められまして、そのころからですね、弁護士さんとの連携というのはとっても必要になってきたんだろうなというふうに思っています。

福岡県弁護士会の子どもの権利委員会の皆さん方が、ボランティアでそういう我々をですね、ずっと応援していただいた歴史がございまして、そのころからですね、我々にとっては、もう不可欠な存在というふうには思っておりました。それで、そして、児童虐待防止法が改正をされて、さらに児童相談所に権限が集中をしていくという中では、もう、特に、この弁護士さんとの連携は、不可欠なものになったんじゃないかなというふうに思っています。強権介入すればするほど、親御さんとの対立は非常に摩擦をこう帯びていくわけでありまして、子どもをめぐって、子どもの利益と親権をめぐるといふのは、面会や、あるいは交流や、いろんな問題で引き起こされるわけでありまして、それをめぐっているんな解釈をし、いろんな対応をしていくというのは、本当に法的なサポートなしでは考えられないという状態が児童相談所の現場ではないかなというふうに思っています。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

じゃ、久保さん、この点、お願いいたします。

久保氏 もう、ほとんど河浦課長のほうから言っていたんですけども、児童相談所だけじゃなく、自治体も一般の自治体の法務部とかに所属されている方、同じなんでしょうけども、やはりもう日々大小さまざま法的問題が発生する中で、適正、かつ、また迅速な対応が求められるという状態ですので、例えば、今までのように外部の弁護士さんに相談してとかですね、時間をとってもらってとかいう対応では、もうちょっと十分じゃないというふうに児童相談所のほうでも考えてですね、それで弁護士がいることの有用性というのが、十分、これまでの弁護士さんを抱える中で児童相談所では認識されたということで、徐々に弁護士がやはりこう内部にいないといけないという理解になっていったのかなというふうに思っております。

森岡（第二東京弁護士会） それでは、菊池さん、お願いいたします。

菊池氏 はい。既に、出てきているところも結構多いかとは思いますが、こういう関係が深まってきている状況というものについては、やっぱり自治体のほうで、自分でやらなきゃいけない、自分で決めなきゃいけない、自分で説明できなきゃいけない、そういうことの必要性がかなり高まってきているのかなというふうに感じています。

私のほうに来る相談でも、例えば個別法の解釈がわかりませんというようなものがあって、これは国に聞いてみたんでしょかというようなことはよくあるんですけども、国からは何

も答えてはもらえませんというようなことも結構ありまして、自治体のほうでやっぱりそこは決めなきゃいけない、決めてくださいとまで言われることもある。そういう中で必要性が高まってきているというのが背景にあるんじゃないかなというふうに思っております

弁護士の側から見れば、こういったところはニーズがあるということがわかってきたことで、すとか、個々の弁護士から見ても、こうやって任期付職員として赴任するというのが、自分のキャリアになり、専門性の獲得にとって有意義であるということが、一定程度認識されるようになってきたという状況があるのかなというふうに思っております。

特に、任期付職員について言えば、内部の職員なので、いつでも対応ができるということでも有用性が高いということがあるのかなというふうに思っています。

私も、業務の関係で、例えば夜7時、8時なんかは、どうしてもあしたまで決めなきゃいけないということで、今から相談行っていいですかということは、結構頻繁にあったりします。

こういった状況ですけれども、そういう弁護士、行政、どちらに有用に、どちら側のメリットというのがありますけれども、ここから相互理解が深まって行って、お互いの接触なりへの抵抗感が減って行って、連携が進んで行って、より市民のためになって行けばいいのかなというふうに思っております。こういう状況については、おおむね望ましいものと考えております。

森岡（第二東京弁護士会） では、最後に楠井さんのほうからお願いします。

楠井氏 地方分権改革が進む中、地方自治体は自己決定、自己責任が求められるようになってまいりました。

地方自治体の方は、ほとんどゼネラリストとしての職員です。しかし、ゼネラリストの職員さんだけでは、もう対応ができなくなっているんじゃないかなというように考えております。そのような中で、私たち法曹は、活動領域が求められています。このことはよいことだと思っております。

しかし、弁護士のほうも、逆に大量増員時代になりまして、発想を転換すべき時代に来ているんじゃないかなと思います。いわゆる地方自治体のニーズと私たち法律家の役割を再認識するべきであろうというふうに考えております。

それで、弁護士のほうも、これまでの法廷活動中心の弁護士活動が終わりを告げているんだということや、もっと専門性を高めなきゃいけないんだという認識を持つべきだというふうに考えております。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

それでは、今のお話の中でも少し出てきているんですが、大貫さんに伺いたいんですが、こ

の地方自治体自体を取り巻く環境変化という点ではいかがでしょうか。

大貫氏 この話も午前中出ていたと思うんで、二つだと思うんですね。先ほど、楠井さんから出ていました、地方分権改革によって自治体が自由に自律的に決定する範囲は広まっているということが一つ。それから、もう一つは、住民の権利意識の高まりで、自治体の各部局で、住民に対する法的な対応をしなければならぬ局面というのは随分ふえていることです。私も、自治体の情報公開審査会等にかかわりますと、やはり相当現場の職員の方がですね、市民の方への対応に相当苦慮しているというのが上がってきております。こういう背景があるんだろうと思う。

今の2番目のですね、住民の権利意識の高まりの背景には、情報公開法、条例、それから行政手続法、手続条例の制定というのがあるということと言うまでもないことだと思います。

さらに、最初の地方分権改革という点で言うと、これも既に話が出ているんですけども、自治体として積極的に政策を打っていかなくちゃいけないということになってきていると思います。国から言われたことをそのままやるのではなくて、条例等をつくって政策を打っていく。

そうしたときにですね、当然のことながら、条例をつくる能力、条例によって政策を立案していく能力というのが求められるんだろうというふうに思っております。

第二の住民の意識の変化ですけれども、これは石坂市長からも出ていたと思うんですけど、トラブルを起こさないようにするというのが大変重要でして、予防的な法務能力を高めることによって、法的におかした問題を起こさないようにする能力というのは、非常に要求されるようになってきているんだろうというふうに思っております。

石坂市長の、先ほどの契約の締結の話聞いていて驚愕してしまったんですけども、ああいうことってたくさんありましてですね、実際に相談をうけることがあります。私は、詳しくは言いませんけれども、こういうところでは、余り。石坂市長、よくあれだけ言ったなと思って驚いているんですけども、実際、違法なことになってしまったなんていうのは山ほどあります。山ほどあって、なぜ、どうして最初から違法にならないようにしておかなかったのかということとはたくさんあります。ですから、違法な行為をしないようにするためには、やっぱり一定以上の法務能力が必要で、その点においては弁護士の力は必要だと思っております。

以上です。

森岡（第二東京弁護士会） 今、ちょっと話題になっているその地方分権改革に関連して、義務づけ、枠づけの緩和というのが進められてきていると思うんですけども、これについて地方自治体はどのような対応を求められているのか、楠井さん、ご説明いただけますでしょうか。

か。

楠井氏 はい。地方自治体の事務については、国が法律で事務の実施とか、その方法を義務づける義務づけや枠づけが各種存在します。その状態を根本的に見直そうとして、地方自治体の条例制定権の獲得を図ろうという改革が進められてまいりました。

義務づけ、枠づけの緩和によってですね、地方自治体は当然業務量はふえますし、法務能力の向上も求められているというような状況だと思います。

弁護士側のほうもですね、地方自治体の関係構築のためにですね、さまざまな取り組みが求められているのと思います。任期付公務員に採用して頂くとか、包括外部監査人に就任するとか、職員さんに対する研修講師をさせていただくとか、行政に対するメール相談をするとか、行政仲裁センターなど、さまざまな取り組みが必要になってきていると思われれます。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

それでは、少し任期付公務員のお話もしていきたいと思いますが、任期付公務員の皆さんが、応募する前に弁護士として地方自治体の課題解決にかかわっていきこうという意識をお持ちだったかどうかについて伺いたいですけれども、まず、荻野さん、いかがでしょうか。

荻野氏 私は、もともと所属していた法律事務所の顧問先に基礎自治体がございまして、そこから比較的多くの相談を受けておりました。

それで、自治体が多くの問題を抱えているなという印象を受けており、また、やっている業務も公益性が高いということで、非常に魅力ある仕事だなと考えておりました。

森岡（第二東京弁護士会） 菊池さんはいかがでしょうか。

菊池氏 正直なところ、ほとんどそういうことは意識したことがなかったということが実際です。普通の弁護士として刑事事件なり民事事件なり、そういうのを頑張っていきたいなという気持ちを持ってやっておりました。

それで、こういうことを意識するようになってきたのは、やっぱり岩手県の募集を見てから、それを真剣に考え出して、それでこういう分野についてちょっと勉強してみて、そういうところから課題の意識を感じるようになってきたのかなというふうに思っております。

森岡（第二東京弁護士会） それから、久保さんはいかがでしょうか。

久保氏 私が児童相談所に今就職しているんですけども、もともと福岡県弁護士会の子どもの権利委員会に所属して活動しておりましたので、地方自治体の兼ね合いというよりも、子どもに関する課題解決のほうに何かできればなというふうに考えておりました。

森岡（第二東京弁護士会） それから、まだ弁護士になっていないロースクールでのことに

ついて伺いたいんですけれども、大貫さんに伺いたいんですが、法科大学教育の中で、学生の行政や地方自治に対する関心意識というのはどのようなものなんでしょうか。

大貫氏 はい。手短かに申し上げます。まず、法科大学院の現状ですけれども、法科大学院によって大分違うと思うんですが、いわゆる大規模校では、地方自治法あるいは地方行政に関する講義というのは開講されているだろうと思います。中大でもですね、自治体ローヤリングという名前で、これは地方自治法を中心とした自治体行政について講義する科目が2単位で設けられております。

しかし、今申し上げた2単位で、100分あるいは90分で15回ということですので、決して十分ではないだろうというふうに思っております。地方公務員法や地方財政法も当然行政マンにとっては必要なんですけれども、そういう講義が開講されていることは、余り多くないだろうというふうに認識しております。

あと、十分調べておりませんけれども、自治体に、いわゆるエクスターンシップ……、インターンシップといったらいいのか……、エクスターンといったらいいのか……、ちょっとよくわからないんですけど、とにかく学生を短期派遣するということはあるやに聞いております。中大でも、かつてある市にエクスターンで派遣したことはあります。

ちなみに、国家行政については、中大の場合は、政策形成と法という科目がありまして、各省庁の第一線の行政担当者に来ていただいて、リレー形式で講義をするということが行われております。本来、地方自治体に関してもこういう講義が、私は、必要なのではないかなというふうに思っております。

それで、本題ですけれども、学生の意識ですが、法科大学院の全てを知っているわけではないんですが、中央大学を中心として申し上げますと、やはり法科大学の立ち上げ当初は学生さんはそんなに公務について積極的じゃなかったと思います。要するに通常の法律事務所に就職がなかなかしにくいのでということで公務を選択する方が多かったように思います、当初は。最近では、ちょっと変わってきて、やはり自治体で弁護士として働くという道もあるんだという積極的な意識は、次第に広まってきている。ただ、あとで申し上げますけど、自治体の任期付弁護士として採用されるためには3年から5年の実務経験が必要だとされていますので、卒業してすぐの就職先にはならないんですね。

ですから、そういうこともあって、現在ロースクールで、すぐ自治体で働きましょうというふうに考える人というのは余りなくてですね、弁護士になってから、こういう別のやりがいがある道もあるんだなというふうに気がついていくというほうが多いのではないかとこのように

に思っております。そういう意味では、地方行政、公務一般のおもしろさというのを、我々法科大学院も伝える必要性があるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

今までのお話の中で、地方自治体の置かれた状況というのが、さまざまな課題の中、共通して言えることとしては、国に頼ることなくみずから課題解決に向けた判断をしていく必要があるというふうに感じました。

この点について、河浦さんのほうで、ご自分の業務の範囲で感じられていることをお話しただけだと思います。

河浦氏 児童福祉法とか、児童虐待防止法では、地方自治体の役割や責務というのをしっかり明記をされていてですね、児童虐待防止の課題が幾つかあるんですけども、その課題に向けて、体制づくりであるとか、人材育成であるとか、啓発ネットワークづくり、調査・研究ということもですね、実は地方自治体の課題として、役割として、責任として明記されているわけなんですね。

この少子化社会の対応が叫ばれて以来ですね、児童福祉の改正や、さまざまな法律や、最近の子ども・子育て支援法もそうなんですけども、ますます、ますます自治体にですね、責任と役割を求めてきているんですね。それも、自治体みずから調査をし、計画を立てて、それに向かってやっていきなさいという、そういう中身になりますけれども、この児童福祉分野での自治体のそのみずからやっていくというのは、とても大きな課題といたしますか、みずから果たす役割というのは格段ふえているなというふうに思っています。

ただ、それだけにですね、それを実施をしていく上で、非常に複雑ないろんなことがこう絡み合う社会構造になっていますから、その法律の目的を進めていくために、何を守って、何とぶつかり合うところを折り合いをつけて、どんなふうにやっていくのかっていうのは、最も自治体は試行錯誤しながらやっているんじゃないでしょうかね。

最近、非常に叫ばれてますその待機児童解消のための保育所をどうつくっていくのかという問題も、福岡市でも実は随分いろんな苦労をしながら、進めているところがございまして、横浜方式とか、いろんな方式とか言われますけれども、これは本当にこういうところがますます格段とふえて、それだけに現場の者がそういうセンスをですね、しっかり身につけていく、あるいはしっかりその法務政策的なものをしっかり身につけていく。先ほどありました予防的というのは、本当にそう思うんですね。本当にクレマー的な人もおられますけども、我々の対

応の誤りでクレーマーにしているというのがたくさんありそうで、我々のしっかりした説明責任を果たしているのか、その説明をしていくというところがですね、実は十分じゃない、昔どおりの、昔からこうやっていますからとか、あるいは自分の人間性で何とかしようというふうにしたりとかという、そういうことがあったりしますけども、そういう状況と全然違いますので、我々がそこでどれだけ、法律にちゃんと精通をして、自分なりの解釈と根拠を持ってこの政策を、あるいはこの決定を進めているんだということを、特に現場がですね、しっかり身につけるといことがとても重要じゃないかなというふうに思います。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

では、いろいろ自治体のサポートをされている楠井さんのほうから、この点についてお考えをいただけますでしょうか。

楠井氏 私ども、地方自治体の担当者の方とよく接する機会多いんですけれども、今だに困ったら上級官庁に聞きゃいいんだ、国に聞きゃいいんだ、あるいはメールもあるじゃないかと言われる方があります。行政のことは、私たち職員のほうが弁護士よりよく知ってまっせと言われます。また弁護士は取りつき悪い、ぶっきらぼう、態度横柄、よく話を聞いてくれない、こういう声をいっぱい聞きます。

三重県では、きょう三宅さんが見えていますが、三重県では昨年ですね、鳥羽港の改修工事の公文書の管理に関して、コンプライアンス違反の問題が新聞に大きく報道されてしまいました。このようなことは、三重県だけじゃないと思うんですね。私どもは関係している市町でもそうなんですけれども、職員さん自体がですね、できるだけ問題は隠しておきたいという傾向があります。職員の方は3年で転勤してしまいますから、なるべく問題を隠しておきたいということがあると思います。

ですから、地方自治体の中にはですね、隠れたリスクがあるというふうに考えております。隠れたリスクをちゃんと管理するためにもですね、法務能力を向上させる必要は高いし、そのための組織体制も必要だというふうに考えております。

それで、私は三重県市町村振興協会でも毎年研修をしているんですけれども、事例方式で集団討議方式でやっております。私の住んでおりますのは、三重県の亀山市というところなんですけれども、シャープの企業城下町です。吉永小百合さんがアクオスのCMをやっていました。亀山市は職員の自主研究会をやっております。自主研究会では、自主財源がないので、何とか国に頼らず不交付団体になりたいという研究をしました。企業誘致政策とともに、滞納処分等の判定委員会というのをつくって、滞納整理を進めるというような自主研究もやったりしてお

ります。

私の法律事務所では、任期付公務員が帰ってきてもらった後に、政策法務の仕事を拡大して、自治体の法務能力のサポートに寄与したいというふうを考えております。

森岡（第二東京弁護士会） それでは、いろいろ研修などで自治体の職員の方ともかかわれることの多い大貫さんから、この点について簡単にご説明いただけたら。

大貫氏 大分、もう既に論点が出尽くしている感じなので、エピソード的に申し上げますとですね、やはり自治体が自分で考えなきゃならない機会は大分ふえています。問題点は、ちょっと整理する必要があると思っています。積極的に政策を打っていく局面というのはかなりアドバンスなところだと思うんですよ、条例をつくって、政策をつくっていく。そこにも問題があるのは事実なんですけど、それよりも、言葉は少し不穏当かもしれません。ルーティン的な仕事の部分でも、自治体の職員の方は非常に困難を抱えているんだろうと思います。既に、ご発言があったように、法律を自治体が運用しているわけですけども、当然すき間がありますので、幅がありますので、その幅をどう運用していくかということについては、もう自治体限りで考えなくてははいけません。

ちょっと、エピソードを挙げますと、最近、東日本大震災の罹災認定にかかわる訴訟案件がありまして、罹災認定というのが後から変更されたんです。軽い認定になる、大規模損壊から一部損壊というふうに変えられたというケースです。それで、さかのぼって支援金の返還請求をしたというケースです。この件では、自治体が内閣府に尋ねているんですね、この件をどうしたらいいかと。それで、回答文書が出されましたが、これは通達ということでは現在ないので、技術的助言勧告ということになると思うんです。その文書が来ているんですけど、やっぱりさかのぼるのはまずいんじゃないかと書いてあるんですね。ところが、自治体は、さかのぼって請求しちゃったんですね。それで、これは何を言いたいかということ、要するに、自分で考えてやったということなんですけど、私から見ると、これ自分で考えてやったのが間違っているんじゃないかなというふうに思うんですけども、こういうことが生じている。恐らく、訴訟で負けるんじゃないかなと私は思っているんですけども、要するに自治体がみずから考えて行動しなければならぬケースがたくさんふえていて、そこでどう考えるかによっては、訴訟に発展する。さきほど予防ということばが出ましたけど、違法なことをしないように予防する能力を高めていかないといけないなというふうに思っております。

以上です。

森岡（第二東京弁護士会） 今までのお話を伺って、自治体の職員にも法務能力というのは

大変求められる時代になってきたというふうに思うんですけども、この点について、河浦さんはどのようにお考えでしょうか。

河浦氏 政令指定都市の福岡市ではですね、法制課という課がありまして、十数名の職員がおりますけども、ここがそういう相談を受けて、条例やいろんな政策をつくっていたりすることで、全部チェックをしていく、そういうところなんですけども、それで現場でいろんな問題もそこに相談をしていくという、そういうシステムです。

その法制課には、特に弁護士さんが常駐しているわけでもありませんし、有資格者がいるわけでもないんですが、脈々とそれに対応できる人材をこうずっと育成してきて、その歴史がどうもあるようです。それで、そこはそことして機能しているとは思んですけども、これから必要なのは、もっと、あちこちから出ていますけれども、現場は実は非常に困ってしまっていて、その現場が困っているところに、中枢に法制課みたいなのがぼおんとあって、そこと相談をしてやっていくというので、間尺に合っていないんじゃないかというふうに思うんですね。困っている現場に非常にその素早くこのサポートできるような、そういう体制が必要だと思いますし、現場自身がその法的な対応能力をもっと高めていくという、そういうことが実は今求められているんじゃないかなというふうに思いますね。特に、我々のような福祉や教育やそういう現場は、いろんな問題を抱えていますので、そこは特に求められているんじゃないかなというふうに思います。

森岡（第二東京弁護士会） その大変な現場に入られた久保さんは、入られたときに法務能力ということについてどう思われたんでしょうか。

久保氏 私は児童相談所なので、その児童相談所の職場の限りでちょっとお話ししますと、私が就任した当初は、失礼な話ですけども、職員の皆さんの法務能力というのはやっぱり高いものじゃないなという印象でした。例えばですね、職員の方に聞かれたのが、親権について、親権は18歳までですよって最初聞かれたんですよ。一般の方でも二十までというのは多分ご存じだろうと思うんですけども、子どもにかかわる方がそういう質問されたということで、かなりショックを受けました。また、行政の方に特有なのかもしれませんが、事実とですね、評価の区別がなかなかおつきにならない。それで、例えば伝え聞きで聞いているのを、もう事実のごとく評価、認識してしまっていて、それをもとに次の行動に出してしまうとかですね、そういうのがちょっと見受けられました。それで、もうこれはいけないなと思ってですね、私のほうで基礎的な法知識のデータをいろいろつくりまして、それで皆さんのメールでお送りしてですね、見ていただくというような方法をとりました。

それで、3年近くたちまして、ある程度は先ほど言った具体的な事実の認定とかですね、事実とはどういうものかというようなことを認識して、意識して仕事をしていただいているかなと思います。また、法律の要件はこうこうこうですと、だからこれが当てはまるように事実を集めたりとかですね、そういったことを認識して、意識して業務していただいているのかなと思います。

最近また別の職員ですけれども、親権って18歳未満までですよって聞かれたので、ちょっとがっかりしてしまってますね、まだまだちょっと弁護士のサポート必要かなというふうに思っています。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。ちなみに、民法のこう勉強とかってというのは、その児童相談所の方はある程度は研修があるということでもいいんでしょうか。

河浦氏 いや、特段民法の勉強をするというようなことはなくですね、私どもは、先ほど言いましたように、基本はソーシャルワークですので、困っている人たちの相談をお受けして、エンパワメントとしていくような、寄り添って、しっかり傾聴して、受容してっていう、そういう役割なんですよ。

ただ、少年事件といいますか、非行のことにに関して、あるいは児童虐待に関して、あるいはその他幾つかについては法的な問題が出てきますので、それに関連する法律については勉強を、実際異動してきた場合はですね、やることは多いんですが、なかなかですね、それが日々訓練されて、トレーニングされて身につくっていう状況にはなっていないのかなというふうに思います。

児童相談所職員も、どっかで訓練されて児童相談所の職員になっていくわけじゃありませんで、たまたま水道局から異動してきた、たまたま納税課から異動してきたと、そういう職員でやっておりますので、まずは児童相談所というその業務にみんなおののいてですね、本当、疲弊していくというのがたくさんあるんですが、そういうような現状です。

久保課長、来られてですね、日々勉強はしているつもりなんですが、なかなか追いついていないところはあるわけでありませう。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

それでは、荻野さん、その現場に行かれて、その法務能力という点について、どう思われたんでしょうか。

荻野氏 明石市では、もともと法務課という部署が庁内の法律相談を受ける役割を担っております。

それで、こういった課に所属された経験のある、また現に所属されている職員さんは、比較的法務能力が高いと感じております。

ただ、今もお話しありましたけれども、市にはさまざまな職場がございまして、3年、4年で異動することが多いんですけれども、異動してしまうと、別の会社に転職するというようなぐらいの仕事の違いがあるというようなことを聞いております。

そういった場合に、それぞれの部署で、細かい知識はついたとしても、なかなか抽象化されたところで、身につく法務能力というのはなかなかないというふうに感じております。

現に、いろいろ相談受けている中で、全般的な法務能力という面ではあまり高くないかなというふうに思っています。

今、久保さんのほうからお話しありましたけれども、事実と評価の違いというところは、非常に混同されてるところがありまして、経緯を書いたメモを、見るんですけれども、例えば苦情・クレームがあった場合にですね、クレームがあったと、侮辱されたとか、暴言を吐いたとかですね、生の事実として何があったのかというのが全くわからないメモが残されているわけです。これで相手は不当要求でしょうかと言われてもですね、ううんという感じなんですね。生の事実を大切に記録していってくださいということは言ってるんですけども、なかなか浸透し切れてないところであります。

明石市は、平成20年から採用試験で法律科目というのを外しました。ですので、法学部で法律を勉強したことがないことはもとより、公務員の採用試験でも法律を勉強していないという職員が20年以降入ってきております。そういった方については、研修はしてるんですけども、基礎的な知識も非常に乏しいなと感じるところはあります。

それで、明石市では、弁護士職員が講師となって、自治体法務検定に向けてですね、目標をはっきりしたほうがいいということで、勉強しやすいということで、検定のための勉強という形で、今年度、研修をさせていただきました。

森岡（第二東京弁護士会）では、菊池さん、また市とは違った立場になるかとは思いますが、お願いします。

菊池氏 先ほど、荻野さんがちょっと述べられていた状況に近いようなところもありまして、県にもやっぱり法務担当という部署があって、私の席のすぐ隣の島なんですけれども、そういうところの方ですとか、あと、各課、原課にも法務の担当者という方がおります。それで、そういう方だったり、そういうところを経験された方だったりというのは、法務能力、それなりに高いように感じております。それこそ、法務能力検定というようなもののテキストを使って

有志の勉強会を行ったりするような意識の高い人たちもいまして、私のほうがむしろそういうところを教わるというようなことも多々あるところです。

ただ、そういうところから外れてきている職員の方だったりしますと、やっぱり必ずしも法務能力というのは高いとは言えないような状況かなというふうに思っています。ただ、どんな職員さんにも、ただ共通するんですけど、問題があったときに、それを自分が担当しているとなると、かなり自分で詰めて、頑張って調査して、検討して、自分はこう思うんだけどというようなことを持ってきます。それこそ、刑事の問題であれば、刑法総論の該当箇所を読んだり、刑法各論の該当箇所を全部自分で調べて、たまに全然違っていたりすることはあるんですけど、そういうのは全部本当にやってきますので、法務能力とはまた別かもしれませんけれども、そういう法務の調査を行ったりということの抵抗感というのは少ないのかなというふうには思っていました。

ただ、どういう状況であれ、必ずしも弁護士と同じようなことがやれているわけではないというふうには感じまして、法律の解釈であったり、紛争の解決のために法律を駆使するような力であったり、そういうところで任期付公務員が力になれる部分というのは、弁護士が一般的に得意としているような分野に限らず、地方自治体法、行政法といった分野についても大きいのかなというふうには感じているところです。

森岡（第二東京弁護士会） はい、ありがとうございます。

それで、この法務を扱う自治体の部門としては、今まで法制課、文書法規と訴訟を扱う部署が置かれてたのが一般かと思えますけれども、最近、政策法務という部署が置かれることが多くなったように聞いておりますが、この政策法務というのはどういうものだと理解すればいいんでしょうか。大貫さん、ご説明いただけますでしょうか。

大貫氏 はい。政策法務というのは、大分耳にすることもふえたと思うんです。ちなみに、ちょっと古いんですけど、23年4月現在で、都道府県で政策法務課を設置しているところは、神奈川、千葉、京都、鳥取などです。大分人口に流布しているように思います。

ただ、政策法務というと、学会的にはですね、学派が幾つかあると言われていまして、定義がちょっと違うんですけども、そういう話をして、全然おもしろくないので、最大公約数的なところを申し上げますと、地方分権という話が先ほど来出ていますけど、それを背景にしてですね、法令を解釈、運用し、条例を制定し、各自治体に求められる戦略的な行政活動を行う、こんなようなところが政策法務という内容で考えられています。つまり、法令に対する向き合い方は2種類あると思うんです。一つは、法令を道具にしてどんどん政策を打っていくと、

そういうところに焦点を合わせたのが政策法務という語だろうと思います。ですから、法令をそのまま法令の枠内で運用していくという仕事もたくさんあるわけですけど、政策法務で言われていることは、法令を道具にして、どんどん新しい政策をつくっていくというイメージだろうというふうに思います。

以上です。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

続いて、大貫さんに伺いたいんですが、この政策法務という観点は、その自治体と弁護士とのかかわりの中でどのような影響があると考えればいいでしょうか。

大貫氏 もう既におわかりだと思うんですけど、政策を打っていく際に、条例なり規則なりをつくんなきゃいけないわけですけど、それを立案していく能力というのは相当高い能力が要求されるんだろうと思います。

私も、かつてある自治体で条例をつくるという演習をやったことあるんですが、これは大変でした、公園管理条例をつくってみようということでやったんですけども、もちろん非常に意欲のある方が来てくれたので大成功だったんですけども、相当高い能力が要求されます。法令について知り尽くした上で、課題をちゃんと認識して、事実とルールの違いをちゃんと認識した上で規則なり条例をつくっていかなきゃならない、これは相当高い能力が要求されます。

それで、まさにこの分野でこそ弁護士の先生方の力というのは発揮されるのだろうと思っています。もちろん、自治体の職員の方もですね、こういう能力を持った人……、私、全員である必要はないと思う。全員が政策法務にたけるといえるのは、ちょっと気持ち悪いというか、それはそれで困った自治体になるような気がしますので、全員である必要は全くないんですが、自治体の中に一定数はこういう政策法務能力にたけた方が必要だろうと思います。そして弁護士がそれをサポートするというようなことも必要だろうと思っています。

そういうところでしょうか、はい。

森岡（第二東京弁護士会） それで、一般的な弁護士はですね、私もそうなんですけれども、条例をつくるそのもの、法制執務と言われるような業務を余り体験してないと思うんですが、そういう弁護士でも政策法務には寄与することってできるんでしょうか。

大貫氏 大変嫌な質問されたわけですけども、いや、実はこれは相当な課題で、先ほど法科大学院の教育のことをちょっと申し上げたんですけども、今、法科大学の教育というのは、非常に極端なことを言いますと、事後紛争解決型、法廷法曹を育てるというふうに……、ことが重点に置かれているんです。司法研修所の教育もそうだと思うんですね。

ですから、今話題になっているように、政策を積極的につくっていく政策形成型法曹と名づけたいんですけど、そういう法曹を育てる教育というのはされてないんですね。ですから、これ課題だと思います。

中央大学には多少ありますけれども、恐らくほかの中小の法科大学院には、法制執務を踏まえて、じゃ、課題を解決するために条例・規則つくってみようという講座は、まずないと思うんですね。ですから、弁護士の方が自治体に入っていくのはとてもいいことなんですけれども、条件整備として、そういう能力を自治体に入っていく前に獲得してもらおう講座なり研修なりを設けないといけないかなと思ってます。だから、お答えとしては、弁護士さんが政策法務の分野で活躍するための条件整備は必要だということです。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

それでは、任期付公務員の中身の話について、少し入っていこうと思いますけれども、今お話に出ているとおり、任期付公務員の登用というのが、こうふえてきている状況でございます。

それで、この今の時点での採用実績というのは、本日お配りしましたこの「法曹有資格者を職員として、より身近に活用してみませんか」というパンフレットの中にとじ込んであるかと思うんですけども、この地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員というものが日弁連でまとめているものでございます。

それで、ここで見ていただくとわかるとおり、一番下のところですけども、49人の任期付公務員の方が現時点で働いていらっしゃるという形になっております。それで、任期付でない方を含めると63人という状況になるかと思えます。

それで、この数字については、この裏のところを見ていただくとわかるかと思うんですけども、折れ線グラフがありますが、採用実績というのは、非常に今ふえてっているという状況かと思えます。

それで、このような状況で、弁護士を任期付公務員に登用することの意義について考えてみたいと思いますけれども、この任期付公務員の弁護士、法曹有資格者には、どのような職務を行うことが期待されているというふうに考えられるのでしょうか。荻野さん、お願いできますでしょうか。

荻野氏 まず、紛争解決ということですね。事後的に紛争を解決するという要請も当然あるんですけども、先ほど来から話してる予防的な、ものとして、行政活動として、あらかじめ適法性を担保しておきたいということが非常に多いです。そういうアドバイスを求められることが非常に多くございます。

国家賠償請求とかですね、住民訴訟のリスク等、常に行政活動というのは隣り合わせです。しかもそういう訴訟に発展にしくとも、行政は適法な活動をして当たり前という市民の皆様意識が強いものですから、法的に問題があるということを認識しないままいくと、非常にリスクが高いことになります。

それで、大きな訴訟とかに進まなくとも、細かいことでもアドバイスが求められているということが現場にいて思うことであります。

さらに、先ほどから出てますけれども、弁護士職員であれば迅速に相談を受けられるということがございます。一般的に、顧問弁護士に相談行くとすると、自治体によって違うと思うんですけれども、まず担当課の中で、課長ぐらいまで決裁上げて、相談して、これどうしようかと。それで、法務課のほうに、これ弁護士に聞いてもいいかというようなお伺いを立てて、まずは法務課のほうで見解を出して、さらに弁護士に相談することが必要であれば行くという自治体も、結構多いと聞いております。

そうすると、細かい話、例えば、明日、相手方が市役所に来ると言っているんだけど、どう対応したらいいですかとかですね、そんなことになかなか対処できない。

それで、弁護士職員ですとですね、私、総務課に席があり座っているんですけども、電話一本で、今から行っていいですかと。場合によっては、電話もなく、いきなり訪れられて相談を受けることもあります、今、あいていますかという形で。それだけ気軽に迅速に一定の法的な見解が聞けるということは、一般の職員さんが安心して、活動できるということにつながっているのではないかと思います。

それで、市民向けサービスという意味では、明石市では市民向けの法律相談というのを弁護士職員が担当しております。弁護士会にお願いしている法律相談も、本庁舎でやってはいるんですけども、明石市は海岸沿いに東西に細長い市でして、一番東側に本庁舎がありまして、なかなか西部の方々は、本庁舎に来れないという事情があります。ですので、各地の市民センターで、月に1回とか2回という形を設けて、無料の法律相談をするという形で市民向けサービスを行っております。そういったことも、行政サービスに期待されるというか、できることではないかと思います。

森岡（第二東京弁護士会） はい、ありがとうございます。

それでは、菊池さん、いかがでしょうか。

菊池氏 ちょっと、抽象的なことを言えば、行政の仕事といいますが、普段やっぴまして、そのほとんど少なからず何らかの法律にかかわっているんじゃないかというように印象を持っ

てます。ということで、およそ業務が全て法務といってもいいような側面があると思っています。任期付職員は業務全般にかかわることのサポートというものが何でも期待されているのかなというふうに思っています。

当然、弁護士を活用しやすい分野として、具体的に債権回収だとか、訴訟事務だとか、あるいは適法性の確認作業だとかですね、そういった対応は当然行われるべきだろうと思うのですが、特に庁内にいる任期付職員ということに限って言えば、日常的な法律問題は何でも持ち込める、いつでも持ち込める、それでどういうオーダーをしてもよい、それでその解決策を考えていける、あるいは一緒に解決策を探って協議をしていく、それでそれを継続的にやっていくと、そういうような包括的な対応がとれるところにメリットがあるのかなというふうに思っています。

あと任期付職員という立場ですと、任期付職員の考え方を示すことで職員の意識が変化したり、あるいは法務能力の強化につながったりということもありますし、あるいは行政の中にいると、どうしてもある特定の考え方に寄ってしまったりというところがあると思いますけれど、そこに外部の人を持ち込める、そういったことからの提案をするということも期待されているのかなというふうには思います。

それで、一般的なところで言うとそういうところなのですが、自治体によっていろいろ変わってくるのかなとも思っておりまして、ちょっと紹介をしますと、私、岩手県なので、被災自治体であるわけですが、今、岩手県の沿岸部で、津波でいろいろと流されてしまったので、住居を高台なり津波の来ないところに移転しなきゃいけない。それは、自力なり、事業に乗っかる形なり、自治体が住居を提供するなり、いろんな手法があるわけですが、いずれにせよその用地を確保しなきゃいけないということが大きな課題になってます。

そこで、岩手県の沿岸部で山田町というところがあるんですが、最近、任期付公務員が採用になりました。その方が所属しているのは、例えば私なんか総務部ですし、ほかの方も総務の方が多んですけども、その方が所属している課は用地課というところで、まさに用地問題を担うということが期待されています。

それで、あとですね、これもよくお耳にしたいと思います、浪江町というところにも任期付職員が派遣されておりますけれども、この方は産業賠償対策課というところに所属になってまして、言うまでもなく、原子力損害の賠償対応をやるという名目で採用になっています。

こういった形で、自治体によってはニーズの強弱だとか、雇用のオーダーがあったりすることはあるのかなというふうには思っております。

森岡（第二東京弁護士会） はい、ありがとうございます。

それから、一番現場に近いところにいらっしゃる久保さん、いかがでしょうか。

久保氏 任期付職員に期待されていることですが、私は、やっぱりもう、隣にいて、もう迅速にその法的問題に対応できると、それで迅速にそれが解決できるということに一番の期待があるのかなというふうに思ってます。

私、児童相談所専属なんですけれども、児童相談所の子どもに関係のないところでも、例えば障がい者の方の問題であったり、高齢者の方の問題であったりとかですね、それから学校からですね、少なからず相談を受けることがあります。学校とかは、顧問の弁護士さん、先生つかれてるんですけれども、やっぱりその緊急のときにですね、クレーマーというとあれですけども、クレーム対応で、これはどうしたらいいんでしょうかということでご相談受けたりします。

それで、その辺、効果的な回答はできないんですけれども、やっぱり弁護士に聞いて対応できると。やっぱり、そうですよねって、その対応でいいんですよねってということで、自信を持って対応いただけるということで、感謝の声をよく聞きます。それで、やっぱりその……、やっぱり外部じゃなくて、隣にいて、すぐ電話一本でも安心が得られると、そういうのが一番かなというふうに思ってます。

また、私、特に虐待対応とかでお子さんを保護しに行ったり、保護者の方と対応したりするんですけれども、そういった対応は、職員の方とやっているのと、職員の方と本当に一丸となって業務に当たっているという意識が強くなってきます。それで、私から当然法的サポートをするんですけれども、職員の方からは児童福祉、ケースワークについてのサポートを逆にいただくと。それで、それぞれサポートし合うことで相乗効果といいますか、能力を高め合うということができているんじゃないかなと思います。それで、そうやって弁護士が身近にいて、職員の方とサポートし合いながら能力を高めていくと、それで全体的な能力の底上げというのも期待されている点の一つじゃないかなというふうに思っております。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

それから、自治体に弁護士を要請して派遣されている楠井さんのほうで、いかがでしょうか。

楠井氏 はい。自治体内に弁護士がいるとですね、いつでも気軽に相談できるというメリットがあります。それで、各課のですね、困り事を迅速に対応できるというメリットがあると思います。それで、相談された職員さんもですね、自信を持って仕事ができると思います。

弁護士である任期付公務員について期待されていることは、職員が気がつかない隠れたリス

クを早期に発見できるということだと思います。

きょう私の法律事務所から名張市に採用された名張市総務部の杉浦雄太郎弁護士が来ております。彼にはいつも、御用聞きに回れというふうに言っております。

それで、訟務とか、行政不服審査の仕事というのはですね、当然期待されているところだと思うんですけども、条例の立案とか要綱立案、そういうのに政策法にも参画することによって政策形成活動にも寄与することができるというふうに考えております。

それで、私どもが弁護士を派遣してというか、採用していただいている任期付公務員さんには、市民の方の法律相談ということもやるように提案しております。

それで、市民の方とですね、気軽に相談ができるような人柄というのがやっぱり任期付公務員には要求されていることかなというふうに思います。

それから、行政クレームですね、いわゆるモンスターペアレントだとか、行政対象暴力というのも迅速に早く対応できるようにしなさいと言っています。楠井法律事務所もバックアップしますよ、支援事務所としてバックアップしますよというようなことを申し上げます。

それから、債権の管理回収業務というのは、当然弁護士としてはお得意分野でございます。いわゆる行政の中でも、こんな言い方すれば失礼かと思いますが、ポンカス債権ってというのがあります。回収の見通しが暗い、でも回収しなければいけない、時効にかけてしまっただけ困るというような債権は、費用対効果の観点からいきますと、外部の弁護士さんには委託しにくい。そういう債権のを回収するというのは、やっぱり任期付公務員の活用すべき分野なのかなと。

それで、徴税吏員もしなさいというようなことを、私は、申し上げます。それで、国税徴収法とか、地方税法の勉強というのはですね、行った弁護士のほうにとっても非常に大きな成果になって返ってくるんじゃないかなというふうに考えております。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

それから、河浦さんに伺いたいんですけども、今、自治体にある程度任期付弁護士が登用されているんですが、この一番現場に近いところの事業部門というか、そういうところで採用された例というのはほとんどない中で、福岡市では採用されたんですけども、この採用というのは、どのような動機から行われたんでしょうか。

河浦氏 児童相談所の専門性をどう確保するのかというのは、これは児童相談所が抱える大きな悩みなんです。全国で2,600人ですね、児童福祉士、我々のことですが、児童相談に対応するケースワーカー、ソーシャルワーカーがいるわけですけども、この半分はですね、た

だの市の職員なんですよ。半分ぐらいは福祉職として、そういうものを志す人々を採用しておりますけれども、半分はただの市の職員なんです。

そういう中で、この児童相談所の専門性をどう確保していくこと、大きな課題なんです。我々も、そこで悩みに悩み、そしてその専門性を確保できない、維持できないという状況の中で、職員が疲弊をしていくというような状況ずっとあるわけですけども、その中で、我々の専門性の確保とは一体何だろうかというのをずっと考えていくときに、支援を求めてくる方には大丈夫なんですけれども、我々の支援を拒否をする、でも、子どもの養育状態は非常に深刻な状態になっている。そういうことへの対応というのは、そういう状態に対して、今の社会はこんなふうになるんですよという法的な枠組みをしっかりと指し示すことではないかというふうに思うようになったんですね。その法的な枠組みをしっかりと示す、それに対して、これもさっきから町田市の市長さんも言うておられましたけども、我々自身が、そこに自信と確信を持って親御さんとしてしっかりと向き合うっていう、そこは重要じゃないかなっていうふうに思っていて、そのためにはですね、やっぱり弁護士さんがすぐそばにいて、そういう我々をサポートしていただける、我々と一緒になってそういう法的な枠組みをしっかりと提示する、我々はその確信を得る、そういうためには弁護士さんがすぐそばにいるということが重要じゃないかなというふうに思ったというようなことであります。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

ただ、先例のないことかと思いますので、手続というのものなかなか大変だったんじゃないかと思うんですが、実際採用に至るまでの手続・調整というのは、どのようなことがあったんでしょうか。

河浦氏 まず、我々児童相談所の中での合意というのがあります。これはですね、前々からそういう問題意識、みんな、持っていましたので、そこはすぐできるんですが、さらに局……、こども未来局という局の中で、そういう要求することの合意が必要なんです、ここが実はですね、なかなかすんなりとは行きませんでした。なぜ、その弁護士さんが必要なのか、必要だっていうのはわかるんだけども、わかるんだけども、常駐しなければならないものなかどうか、ここは随分議論になりました。

私は、現場を一生懸命説明をしながら、その必要性を一生懸命訴えるんですが、これはなかなか理解していただけないところがありまして、それは、いたほうがいいんだということなのか、おるべきなのかという随分議論になりました。局長とですね、その当時の局長とかなり激しくやり合った記憶があるんですけども、それはそれでも、やっぱり局としても、じゃ、必要なも

のとして要求しようかということにはなるんですけども、それでも我々と局の温度差は非常にあるものでありまして、局だけやなくて、市のトップのところでも前向きに考えていただいたようで、そのことが、人事課や組織調整担当課も前向きな調整に、進んでいったかなというふうに思います。

そういう状況でありました。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

中のことで、なかなか、こういうことを聞く機会も貴重だと思うんですが、どうもありがとうございました。

それから、一般に任期付公務員の採用の場合、庁内の法律相談や研修を職務とする募集が多いと思うんですけども、荻野さんの場合はどのようなことだったんでしょうか。

荻野氏 明石市の場合、当初2名の採用を考えているということで募集がありました。1名はコンプライアンス担当、もう1名は市民法律相談担当という分け方でした。

それで、コンプライアンス担当は、コンプライアンス施策の推進に関する業務や訴訟事案への対応等に関する業務。市民法律相談担当は、市民法律相談という割り振りでした。ただ、共通業務として、政策の法的妥当性の検証、条例・規則等の制定・改正の支援、研修等による人材育成、職員からの法律相談と、かなり幅広い業務内容が募集要項には書かれておりました。

実際に、入ったのが2名ではなく5名でしたので、市民法律相談に2名、コンプライアンス系列に3名という割り振りになっております。ただ、実際やっている業務に費やしている時間が一番多いのは、庁内からの法律相談です。これに回答するために、いろいろ調べたりですね、検討したりという時間が多いというのが感覚でございます。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

続いて、荻野さんに、今大体お話出たかと思うんですが、業務の内容ということについて簡単に整理していただくとありがたいんですけども。

荻野氏 はい。法律相談というのは先ほどから出てますが、あとは訴訟案件の管理ですね。外部の弁護士の先生にお願いしてる案件もございますので、その窓口になったりというものもありまして、ほかに直接我々弁護士職員が受任している事件もございます。あとは、不服申立てがあった場合の弁明書を起案したり、決定文を書いたりということもあります。

それで、かなり細かいことを言うとたくさんあるんですが、債権回収とかも当然やっているんですが、実は、法務省で「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」というものが設置されておりまして、法曹有資格者の活動領域について検討がなされているんですが、

ちょうどその分科会，行政関係の分科会に明石市長が，委員として選ばれておりました，そこで提出した資料が，今，ホームページにアップされております。具体的に我々弁護士職員が何をしているんだというのはどこでも受ける質問ですので，一旦まとめてみようということで，3ページ物でまとめております。きょうのシンポジウムには資料としてお配りするのに間に合わなかったんですけども，ご興味のある方はそのホームページを，見ていただくとわかりやすいかなと思います。

一つだけ，特徴的なものとしてあるのが，福利厚生としての職員の個人的な法律相談というのをやっております。これは，他市にはないかなということでピックアップさせていただいているんですけども，これは福利厚生という位置づけではあるんですが，コンプライアンス上も，非常に重要な業務ではないかと，私自身は考えております。というのも，職員個人が不正を犯す場合には，必ずといっていいほど背景に個人的な問題が抱える場合がございます。その辺を，解消する一つの窓口があれば，少しでも違法な行為というのがなくなるんじゃないか，不正がなくなるんじゃないかというふうに考えまして，こういった業務もやっております。大体，月に1件か2件ぐらいの割合で相談が来ております。

以上です。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

それから，菊池さん，被災地に行かれたということかと思えますけれども，業務内容というのはどのようなことを今やられているのでしょうか。

菊池氏 はい。大きく無理やり分類するということもあるんですけど，三つぐらいありまして，一つが法律相談の業務ですね。それで，もう一つが原子力損害の賠償対応関係の業務，それでもう一つ，先ほどちょっと話しましたけれども，用地取得の関係の対応の検討チームのようなものにはまっているというような状況です。

それで，一つずつ行くと，庁内の法律相談というのが最も比重の大きい職務になっておまして，法律相談というくくりで今説明しましたけれども，必ずしも相談で終わるということばかりではなくて，継続的に検討・協議を繰り返したり，一件記録を渡されて，見解を示してくれというようなこともあったり，あるいはその対応チーム，それはそれで個別の案件の対応チームにまた入ってくれというようなこともあったり，対応はさまざまということになっています。

どういう分野が多いかということも多種多様なんですけども，必ずしも復興関連というものばかりではなくて，通常の業務に関するもののほうがむしろ多いかなというような感触です。

訟務に関しては担当してないんですが、訴訟案件があれば、ほぼ全てこちらのほうにも話が来て、セカンド・オピニオンのことであつたり、主張立証の方針なりだとかを考えてほしいとか、そういうことがあつたり、後方支援のようなことをやっているような格好です。

それで、原子力損害の賠償対応というのでも、今のところ法律相談の延長のような形ではあるのですけれども、一応対応チームのメンバーということにはなっております、こちらでも法的な側面の相談を受けて、回答を示すというような状況です。

用地取得が、今結構本当に重い話題になっているんですが、今はまだ余り詳しくは申し上げられないんですけれども、特例法案の検討を行っております、今までの既存の枠組みにはまらない、法律でやれないようなことを提案していきたいというようなことを目的につくられているワーキンググループがあるのですが、そちらで制度のつくり方であつたり、合憲性の検証であつたり、そういったものを行っているような状況です。

それで、先ほど三つだけ挙げたのですけれども、簡単な四つ目として、条例審査にも一定程度関与してまして、内部的な会議体で条例審査の手続の最後のところにある検討会、審査会という法規審査委員会という委員会がありまして、その委員にもなっているので、そういった業務も一定程度あるというような状況です。

森岡（第二東京弁護士会） 菊池さんに、続けてちょっと伺いたいんですけれども、先ほどの経歴の中では、それほど自治体の法務ということに採用されるまではかかわっていらっしやらなかったと思うんですが、余りそういう意味では知識のない中で採用されて、支障ということとは余りなかったんでしょうか。

菊池氏 そうですね。相談の中で、弁護士であれば知っているというようなことで対応できるというものも、これも多々あるというのも一つ事実です。それで、もう一つ、わからないものも確かにかなりあるんですけれども、そういうものはどこまで十分対応できているかはともかく、行政の職員に聞いたり、自分でかなり本を買って読んでみたり、あるいは一から調べたりとあって、勉強して対応しているというような状況です。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

それから、久保さんもかなり特殊な業務かと思うんですけれども、今の業務内容というのを、ざっくり言うとどんな感じで、なるんでしょうか。

久保氏 私のほうは、最初に言いましたように虐待対応の課になりますので、虐待を受けたお子さんの一時保護に、私も、職員の皆さんと一緒に同行して、保護に立ち合うと。それから、保護されますと、突然お子さん連れ去られるということで、お怒りになって保護者の方が来ら

れると。それで、それに際して、法的な説明等をするということもしております。

保護者の中にはですね、法律なんかもうくそ食らえやなんて言ってから、もう法的対応ができないような方もいらっしゃいますし、もういきなりパニックになられて窓から飛び降りそうになれば、ちょっと体でとめたりとかですね、もう法的対応とはちょっと違うところをやったりしてるんですけども、それから、皆さんがやっているのと同じように、職員の皆さんからの法律相談対応とかですね、それから家庭裁判所への申し立ての書類の起案とか、先ほど出ていました不服申立て審査請求に対する弁明書の作成とですね、それから研修をやったり、それから、先ほどありました職員の皆さんに対して、基礎的な法律知識のデータをですね、作成してお配りしたりとか、そういったところでございます。

森岡（第二東京弁護士会） 家庭裁判所に対する法的手続というのは、具体的に言うとどんなような手続があるんでしょうか。

久保氏 保護したお子さんを施設や里親さんに委託したりする場合には、親権者の方が反対していないというのが大事なんですけれども、そういう施設や里親さんにやるのは嫌だということになると、家庭裁判所の承認を得て、そういう施設入所や里親さんに委託ということになります。

また、一般の方にも、ご存じかと思いますが、親権停止とか、親権喪失の手続等も行っております。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

それから、その任期付公務員を採用して、皆さん、職員はどう考えられているかという点について伺いたいですけれども、この点、河浦さんご自身の評価というのと、ほかの職員さんの評判というのもあるかと思うんですが、その辺、いかがでしょうか。

河浦氏 本当に、来ていただいて3年、まだ3年たっていませんが、本当に心強い限りでですね、いろんな場面に一緒に行っていて法的な説明をしていただくといのは、相手の反応、やっぱり違うんですよね。私どもが同じような法律的な説明をする、行政職員がするのは、激しく反応したとしても、やっぱり弁護士さんが同じことを説明すると全然反応が違って、それなりに冷静に話し合えるという場面はたくさんあつたりします。我々自身の確信であります。

それで、実際業務の中で、とても助かる、我々自身の安心であり、確信であり、とってもよかったというだけでなくでですね、ずっと来ていただいて感じてるのは、我々自身のその法的なセンスが少し身についてきたなというふうに思っているんです。それは、親権と子の利益の

関係なんですね。我々は、やっぱりどうしても親権に押されがちになるんです。面会させる、髪を切るな、髪を染めているのを黒くするな、洋服はこれにしると、いろいろあるんですけども、面会、外泊、外出、いろんな問題ありますけども、そのときのいろんなやりとりの中で、子の利益というのを第一に、我々が考えられるようになるという、そういうセンスが少しこころ身についてきたなあという感じを持っています。

もう一つは、先ほどありました事実認定ですね。

事実認定のセンス、事実なのか、解釈なのか、単なる意味づけなのか、怒鳴られてますというふうに言われても、それはどういう言葉を発したのかという、その事実だけをしっかり把握しろっていう、そんなこうセンスがですね、少しずつ身についてるんじゃないかなというふうに思います。

さらに、最近もう一つ思ってますのは、昔はですね、何か法的な対応しようと思って困ったときにはですね、家庭裁判所に相談をしていたんですよ。それで、大体家庭裁判所の言いなりでした。最近では、そこ変わりましたね。家庭裁判所はそういう言い分でもやったとしても、我々はこう思うという主張をしようという、そういうことになりました。最近では、家庭裁判所は本当に子どもの最善の利益を考えているんだろうかという、そんなふうなちょっと疑念も持つようになってですね、どうも家庭裁判所は子どもの最善の利益ではなくて、家庭の最善の利益を考えているんじゃないかと、そんなふうな思いがあって、どうそういう調査官と我々向き合っていくのかという、そんな問題意識もですね、最近では随分出てきてまして、やっぱり3年前とはもう隔世の感があります。

それで、おとといの夕方に飛び込んできた事案は、本当に命にかかわる事案でありまして、きのう、お役所仕事風の家庭裁判所の要望どおり、きのうの5時までにはですね、うちとして初めて親権停止の申し立てをしました。それで、これは子どもの命にかかわることなんですけども、考えてみれば、本当に迅速な意思決定と、いろんな調査と資料収集と、もう翌日には保全処分の申し立てをしたわけですけども、こんなんはやっぱり弁護士さんがいないとできないと思いますね。

それで、その迅速な対応が子どもの命を守っている、守ったという、あしたでもですね、その保全処分、決定してもらいたいんですけども、守ることにつながるとすれば、やっぱりこれは本当に大きな、子どもの命を守る大きな力をいただいているんだなああって、きのうからこうしみじみしみじみですね、こう湧き上がっているところでありまして、児童相談所には、本当に特別な存在ではないかなって思うようになりました。

みんなも、最初は遠巻きに見てました。気軽に話せないんですよ。私のところに寄ってきて、こんな相談なんか、こんなことやら聞いていいんでしょうかねっていうふうな、そんな状態でした。来なさい、来なさいと言うんですけども、そんな状況でした。

でも、今はもう本当に虐待問題以外のことをいっぱいですね、久保弁護士に相談をして、児童相談所全体が、うちだけじゃなくて、こども未来局もみんな今は理解をしていただいて、こども未来局だけではなくて、福岡市もこの弁護士の活躍は随分知れわたってまして、現職の副市長が、こそっと相談に来るみたいですね、こそっとというわけじゃないですね、相談に来るようなこともありまして、随分やっぱりこの弁護士さんが常駐することの意味とか、有用性というのは、随分広がっているんじゃないかなっていうふうには思っています。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

まさに、ここ弁護士冥利に尽きる仕事ではないかと思いますが……。それで、それから楠井さんのほうで要請されている中で、役所のほうの評判というのはどのようなものなのかというのは、何か把握されているでしょうか。

楠井氏 はい。本日の資料の24ページをごらんいただきたいと思います。

きょう、会場にですね、石田美奈子弁護士が参っていますが、彼女は三重県南伊勢町の任期付公務員です。南伊勢町でアンケートを実施いたしました。全部で181人の職員に配ったんですけど、141人から回答がありました。成果上げていると思うかどうかという質問に対し、成果上げているというのは72人で、上げていないというのが1人で、わからない58、未回答10なんです。わからない・未回答というのは、相談したことがない職員さんなのかもしれませんけれども、否定的なのは1人だけということで、大部分は理解を得ているんだろうと考えております。

それで、今後採用すべき専門家・識者はというのがどういう専門職を考えていますかという質問に対しては、弁護士が圧倒的に多うございます。次いで、医師とか、看護師とか、臨床心理士ということです。これは、南伊勢町の特徴でございます。南伊勢町というのは、非常に南のほうにありまして、過疎地域になっています。医療機関が不足しているというところがございますので、医師・看護師というのは今後必要な専門家というふうなアンケートの結果になっております。

石田美奈子弁護士は、任期が2年だったんですけども、町長からですね、もうあと2年延長してほしいということがありました。相当な成果を上げているものだというふうに考えております。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

それから、先ほど午前の報告の中でも出てきたと思うんですけども、もともと自治体には顧問弁護士がいるという自治体がかなりの数かと思えますけれども、任期付公務員が採用された場合に、顧問弁護士と任期付公務員の仕事の割り振りというか、切り分けというのは、どのような関係になっているのでしょうか。この点、まず明石市の例について、荻野さんからお願いできますでしょうか。

荻野氏 明石市では、昨年9月に顧問弁護士をなくしまして、現在おりません。

原則として、任期付弁護士職員が事件を受任して、手に負えないもの、複雑な案件、大規模な案件については、スポットで外部の弁護士さんをお願いしようということになっております。ただ、従前から、顧問弁護士をお願いしていた案件については、引き続き受けていただいております。

幸い、現時点で、外部の弁護士をお願いしなければならない複雑な案件は起きておらず、内部の弁護士職員で全部処理しているという状況であります。

あとは、市が加入している損害保険の特約を使って、弁護士に委任できると、そういう費用が出るというものについては外部の弁護士をお願いしております。その際も、弁護士職員が窓口になって訴訟管理という形で、中と外とをつなぐ役割をしております。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

菊池さんの場合はいかがでしょうか。

菊池氏 はい。岩手県では、まず前提として、顧問の先生が2名いらっしゃいます。仕事の切り分けですけども、法律相談については、基本的には、まず全て私が来てからは私が受け付けているというような状況です。

その中で、案件の規模が大きいがために、やっぱりこれは外部の先生のお墨つきも欲しいというものであったり、どうしても内容が難しいので、セカンド・オピニオンというような意味でも先生の意見を聞きたいというようなものについて振り分けて、顧問の弁護士の先生にも相談に行ってもらおうというような感じになっております。

それで、顧問の先生に相談に行く案件についても、私のほうに相談を通してということで、事案や論点の整理がされたり、顧問の先生にここを聞いてくればいいよというようなことがあったりするので、二度手間というような形にはなってないですし、そういう意識は持たれてはいないかなというふうには思っております。

私も、顧問の先生の相談に同行するということもありまして、こういったこともろもろから、

相談の質自体が上がっているようには思っております。

その他、訟務ですけれども、私は、原則としては指定代理という形はできるんですけれども、訟務の代理人にはならないということになってまして、現状は、訴訟等に関してはすべて顧問の先生、顧問の先生が受けられないときは外部の先生にお願いするというような形になっています。一応は、こういう切り分けになっているかと思えます。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

久保さんの場合は、顧問弁護士という関係はどうなるのでしょうか。

久保氏 私の職場では、児童相談所で児童福祉というかなり専門的な分野を、通常であれば弁護士がかかわるような分野ではまずない分野ですので、基本的に顧問の先生はかかわることはございません。ですんで、この分野に関しての法的対応については、もう私が一手に引き受けているという状況です。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

それで、任期付公務員がかかわる場面として、先ほど久保さんの現場のお話ありましたけれども、それ以外にも専門的な知識が必要とされる、現場的な部署というのは、あると思うんですけれども、この点、河浦さん、いかがでしょうか。

河浦氏 学校はですね、本当にいろんなことが起きていまして、学校内の事故の問題も含めて、そしていじめの問題や、いろんな親御さんとのやりとり、やっぱり学校、大変じゃないかなと思いますね。

それから、市立病院ですね、病院もいろいろあってるようですし、最近聞いたら、生活保護の現場もいろんな法的なトラブルになっていくようなことがたくさんあるようでありまして、やっぱりいろんな現場で法的な対応を求められるところはふえているんじゃないかなと思いますね、はい。

森岡（第二東京弁護士会） この点について、楠井さんはいかがでしょうか。

楠井氏 私ども、名張市に杉浦雄太郎弁護士が任期付公務員として行っておりますけれども、高齢化社会を迎えて、地方では、空き地とか、空き家とかっていうのはすごくふえており、その管理にすごく困っている状況です。自治会からも苦情がたくさん出ているというようなことでございます。空き地条例とか、空き家条例をつくりまして、その草刈りの行政代理執行をするというのが、任期付公務員の仕事のひとつになっております。

それから、廃棄物処理法分野でも活躍できると思います。警察からも出向職員来ておりますけれども、廃棄物処理法の法律に基づいてですね、法律のバックアップによる行政指導とか、

あるいは行政代理執行という、あるいは告発という手続についてはですね、弁護士が有用な活躍分野ではないかなというふうに考えております。

それから、徴税吏員としての差し押さえ、これも任期付公務員は容易にできるはずでございます。土地収用という分野がございますけれども、土地収用についても弁護士が専門性を発揮できるような分野だろうというふうに考えております。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

それから、任期付公務員になられた方々に質問なんですけれども、今までの弁護士としての仕事から自治体職員になるということですけども、その動機というのはどのようなものだったんでしょうか。

まず、荻野さん、お願いできますでしょうか。

荻野氏 私自身、公務員というものに、公益的な活動をしているという漠然としたイメージしかなかったんですけど、憧れていたというものがあります。また、もとい法律事務所の中で受ける相談や訴訟の中で、もう少し早い段階でご相談いただければ、もう少しまい手があったのにと感じる結構ありまして、中に入ると、そういったことに関われるんじゃないかなというふうに思っておりました。

国レベルで弁護士が職員となって仕事しているというのはよくきく話でしたが、市で弁護士がやれることはあるのかなという気持ちもあったんですけども、折しも、地域主権というか、地方分権がどんどん進んでいるというのを聞き、全然詳しくは知らなかったんですけども、これからどんどん新しい分野が広がってきてるような、そういう感じがしまして、飛び込んでみたということです。

森岡（第二東京弁護士会） 菊池さん、いかがでしょうか。

菊池氏 はい。応募動機についてですけども、私は、今岩手県に勤めていますけれども、岩手県の出身でして、ちょうど弁護士になって1年ちょっとたったぐらいで東日本大震災がありまして、それからというもの、ずっと何か気になっていて、地元のために何かしたいなという気持ちを抱えながら普通に東京で活動していたというところで、そういう生活にですね、何か日々落ちつかないようなものを感じて、極端に言えば、罪悪感のようなものを感じていたので、ずっと何か力になりたいと思っておりました。

そういうところで、ちょうどタイミングよく岩手県のほうで募集がありましたので、何か私もやれることがあるかもしれないと思って応募した次第です。

ということなので、岩手県での募集という形でなければ、こういう分野に興味を持つことは、

ひょっとしたらなかったかもしれないなと思っております。

それで、実際その募集しているのを見て、未知の分野が大きいなということですか、復興というものは主にやっていくのは行政なんだろうなと、そういうところで法律家として関与していけるというのは、非常にやりがいのあることなんじゃないかなと、そういうふうに思いましたので、応募をするという動機になりました。

森岡（第二東京弁護士会） 久保さんは、いかがでしょうか。

久保氏 私のほうはですね、最初、福岡市のほうから弁護士会に推薦依頼がありまして、それでそれが子どもの権利委員会のほうにおりてきまして、それで私の先輩の弁護士から、こういった話があるけどもどうかという話を受けまして、ただ、先ほど言いました児童福祉の分野にそんなにこう深く理解しているわけではなかったもので、ちょっと心配もあったんですけども、最初に話しました、私、裁判所書記官として長年勤めておりまして、その中で、児童相談所との関係がある家裁のほうでも書記官をして勤めておりましたという経験、それから裁判所時代には育児休業をとって、8カ月ぐらい子育てしていた経験がありますので、児童相談所にかかわるお母さんたちの気持ちとかですね、お子さんとかの状況とか、わかるんじゃないかということ、現在も2人の子どもの親としての経験もあるということで、何とかやっていけるんじゃないかなということで、子どものために役に立てるんであればということで応募した次第です。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

それから、任期付職員に採用されるに当たって、一つ大きい問題というのが、弁護士登録を維持するかどうかということがあります。

それで、きょう来ていただいている中では、菊池さんは弁護士登録はされていないということなんですけれども、これはどういう経緯で今そういうふうになっているのでしょうか。

菊池氏 はい。任期付職員ということで、しかも復興業務の対応ということで行っておりますので、弁護士業務を実際行うわけではないということと、仮に兼業として行い得る可能性があったとしても、そういうことはやるべきではないだろうというふうに思いましたので、実際上の弁護士登録をする意義がそんなに大きくないのかなということで登録を外しております。

実際面を言うと、そういうふうに大きい意義がないかもしれないと思われる中で、給与から会費をずっと払っていかなきゃいけないというのが相当な負担になるだろうと思ったことがあります。岩手県の場合ですと、日弁連の会費と合わせて月に6万何千円かというふうに聞いておりますので、それが毎月給与からなくなっていくというわけですから、かなりの負担になる

ということなのではないかなと、おわかりいただけるかなというふうに思います。

それから、これは後づけのようなところなんですけれども、逆に、登録をしなかったことで自治体職員としての立場が明確になって、よりいいように捉えられているというような事例も多少ありました。

少し紹介をすると、弁護士会と自治体のほうで、かなりセンシティブな争いをしているような事案がありまして、それについて、私は、どっちが正しいともよくわからなかったもので、これについては調査させてほしいということで原課のほうに言ったんですけれども、そのときに、菊池さんは弁護士会の者ではないので安心して見せられますというようなことがあって、そういう判断がいいのかどうかはともかくとしてですね、そのようなこともあったというエピソードの一つです。

あと、登録を行う方向でですね、どうしてもやっぱり考慮にあったのが、今言ったような弁護士会の関係でして、特に災害関係の委員会なんかそうですけれども、会務参加ができるというメリットがかなり大きいんじゃないかなと思っておりました。それで、今のところですね、弁護士会のほうも、私のほうに、構ってくれてといいますか、よくしてくださって、大きい支障を感じてないんですけれども、この点、今後も考えていかなきゃいけないかなと思ってます。

ちょっと、そこで一つだけ紹介したいところがありまして、ことしの3月11日ですね、東日本大震災から2年を迎えての会長声明ということで、岩手弁護士会のほうから声明文が出てるのですけれども、そこで結構ありがたいことを書いてくれておりましたので、紹介したいと思います。

被災自治体の職員は、まさに昼夜を問わず地域住民のために不眠不休で頑張っていると。そして、そこからまた少しあいてですね、「岩手県庁が任期付公務員として弁護士を募集し、現在県庁職員として弁護士が活動していることもあり、他の自治体も任期付公務員として弁護士を採用することの有用性を感じてきているものと思われる。当会は、当会の所属の弁護士であるか否かは問わず、そのように被災自治体支援のために自治体に所属する弁護士とも連携をとり、被災者のためによりよい自治体の運営ができるよう支援・協力体制を築いていきたい」と、こういうようなものを、私も特に連絡を受けずに書いていただいたりして、インターネットで普通に見てたらこれに出会ったので、非常にびっくりして、また同時に、大変ありがたいなと思いました。

こういうことに甘えることなく、今後とも登録の関係は考えていきたいなというふうに思っております。

はい、以上です。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

この点、確かに会費の点等も非常に重要で、実はもともと菊池さんとは同じ弁護士会だったりして、できれば登録してもらえないという話もしたことはあったんですが、なかなか現実そんな簡単ではないということかと思いますが……。

ただ、一つあるのは、菊池さんのように、こうつながりがあればいいんですけども、登録されていないと弁護士会として全くどこにいらっしゃるかもわからないという点がありまして、できればみんなが同じ弁護士として連絡をとり合いながらサポートできればいいなというふうに感じるころではあります。

それで、あとは、登録されている方について伺いたいんですけども、荻野さん、事務所の登録というのはどうされているのでしょうか。

荻野氏 私は、大阪弁護士会から兵庫県弁護士会へ登録がえをしまして、明石市役所が住所地としては登録されております。事務名は、登録のところでは空欄になっております。

森岡（第二東京弁護士会） 比較的、組織内弁護士でもそういう方はほかにもいらっしゃるようなやり方ですかね。それから、久保さんは今どういう状況でしょうか。

久保氏 私は、先ほど話しました先輩の弁護士の事務所に名前だけ籍を置かせていただいております。事務所費等は支払っておりません。

それで、ちなみに私の就任を機にですね、福岡県弁護士会では、そういう自治体に入る弁護士を後押しするために、県弁護士会の費用等は免除するというような規則をつくっていただきまして、私は、それに基づいて会費のほうを免除されてます。日弁連の会費だけの支払いということになっております。

森岡（第二東京弁護士会） はい、ありがとうございます。

それから、弁護士登録をしていると、その会費以外にもいろいろな委員会活動等の公益的な活動義務というものがある弁護士会も多いかと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。荻野さん、いかがでしょうか。

荻野氏 私自身は、市の施策と関わりがありそうな委員会に所属しております。具体的には、犯罪被害者支援委員会と子どもの権利委員会です。ただ、年休・有給をとらないと出席できないことからですね、業務との関係でなかなか出席できていないというのが状況であります。弁護士業務に当たるものについては、職務専念義務との関係で、やっておりません。

森岡（第二東京弁護士会） 久保さんは、いかがでしょうか。

久保氏 私が、福岡市からの推薦依頼の際に、応募の条件として、弁護士業務はしないというようになっておりましたので、その関係上も弁護士業務はできないということになっております。

それで、弁護士業務にかからない程度で子どもの権利委員会とかかかわろうとは思っているんですけども、なかなか、先ほどありましたように、お休みをとってまでなかなか参加できないということで、縁遠くはなっております。

森岡（第二東京弁護士会） そういう状況で登録されているわけですけども、弁護士が任期付公務員として活動する際に、改善されるべき条件ということがあるとすれば、どんなようなものでしょうか。荻野さん、いかがでしょうか。

荻野氏 まず思いつくのが、経済的な面からいいますと、先ほどから出てる会費の減免の問題があります。あと、業務との関連で言うと、研修の猶予という問題があるかなと思っております。特に、新規登録の弁護士は、単位会によりますが、刑事弁護の実務的な研修を受けるとことが義務づけられてると思います。ただし、公務員としての立場で、そもそも弁護人として活動してよいのかという話がありますし、職務専念義務の問題もございます。現在は、兵庫県弁護士会のほうで、明石市にいる新規登録の弁護士2名については、刑事弁護は猶予という形で対応していただいております。

会費について、昨年8月までは市のほうで負担していただいていたんですが、いろいろな声が上がって、市民の理解が得られないということで、職員の個人負担ということに変更されました。

明石市の場合は、市が弁護士登録を求めているという事情がありますので、市が負担すべきだという声があるというのも理解はしているんですけども、そういう意味で、弁護士会側だけの問題ではありませんが、自治体への活動領域の拡大や、自治体の財政事情等も考えると、会費減免の制度というのは必要かなというふうに考えております。

森岡（第二東京弁護士会） 久保さんは、いかがでしょうか。

久保氏 私も、先ほど申し上げましたように、登録継続等をやりやすいように会費の減免があることと、あと、ちょっと登録事務所の関係で配慮いただければなというふうに思っております。

森岡（第二東京弁護士会） 登録されていない側の菊池さんとしては、いかがでしょうか。

菊池氏 はい。既に出ていることですし、よく言われることですけども、会費のこととか、やっぱり任期後のことの展望がつけば応募しやすいのかなというふうには思っております。

特に、任期後について確実な展望があれば、1回事務所にいる立場を失ってでもやろうという人が出てくるのかなというふうには思っております。

ただ、そうはいても、会費についても任期後についても、いずれも任期付職員の側が本当にそれだけのことをするに値するというかですね、会費で言えばそうですし、任期後のことについては、そうやって戻ってきた者が専門性を身につけて戦力になると、そういうことの認識が高まっていくことが必要なのかなというふうには思います。

自治体のほうの側では、ある程度、余り採用経験がなければ、手探りの部分があるということはやむを得ないところなのかなとは思いますが、弁護士のほうが何かの専門性を獲得したいと思って募集したけれども、入ってみたら、例えば条例審査ばかりやっていたとかですね、そういうようなミスマッチがあると余り進まないのかなと思いますので、可能な限りということにはなるかもしれませんが、事前にどういう目的で任用するのか、業務の内容はどういったものなのか、裁量がどれくらいあるのかといったようなことがある程度明確化されればやりやすいのかなというふうには思っています。

森岡（第二東京弁護士会） 要請されている側に立つ楠井さん、いかがでしょうか。

楠井氏 はい。きょうの橙色の資料の25ページに、私の問題点をちょっと書いておきました。まず任期付公務員に採用された弁護士側のほうの事情から申し上げますとですね、地方単位会とのあつれきということが考えられると思います。三重弁護士会の場合は、毎月5～6万円の会費を負担しなければならないということになっております。この負担は大きいと思います。国選事件も、長の許可がないとできないという事実上、制約ございます。勤務時間とか、勤務地の都合上ですね、委員会活動というのは事実上、大きく制約されてしまうということになりますし、地方公務員法上、ご存じのように、営利行為等はできませんので、個人事件は受任できないことになると思います。

それで、23ページのほうもちょっとごらんいただきたいと思ういます。私どもは、採用された弁護士についてはですね、現段階では、当該弁護士へのバックアップは不十分だというふうに考えております。それで、私の顧問先の地方自治体で採用された任期付公務員の弁護士はですね、私どもの法律事務所を支援事務所として使うということが出来ます。私の法律事務所は10年以上経験する弁護士4人おりますので、相談していただければいいと思うんです。しかし、任期終了後にですね、F A宣言をしないで楠井事務所へ戻って来いという誓約書をとっているんですけども、戻って来なかった人もいましてですね、私は困っているんです。しかし、一般的には楠井法律事務所の弁護士は、再就職の心配はないということになるろうかと思えますね。

それで、一般公募ですね、採用された弁護士についてはですね、常に再就職の不安があると思います。それで、その点は重要な問題で、こういう問題を解決していく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

それで、今、任期が終わった後の話というのが出ましたけれども、この点、非常に、これからなろうとしている人も気になる点かと思うんですが、実際に採用された皆さんについて、採用されるときどうだったのかということと、今、今後任期後のことはどのようなことをお考えなのかということ、もちろん難しいともあると思いますが、伺いたいんですけれども、荻野さん、いかがでしょうか。

森岡（第二東京弁護士会） それと、任期があけた後についてどうかというところで、はい。

荻野氏 任期後については、入るときには非常に不安がありました。ただ、やはり弁護士の業界についても、いろいろ問題があると感じていましたので、従来の形で弁護士業務をやっていったとしても、結局、将来に対する不安というのは同じようなものがあるんじゃないのかなと。そういった意味で、将来に対する不安はあったものの、今しかできない経験じゃないのかなというところで興味がまさり、入ったということになります。

森岡（第二東京弁護士会） 現時点で、その任期が終わった後、どういう形になるのかというのは、何かご自身で計画、あるいは見通しというのはあるでしょうか。

荻野氏 私、任期5年で1年半が経過したとこなんですけれども、まだ時間があるのでゆっくり考えようかなということで、具体的には決まっておりません。

森岡（第二東京弁護士会） はい、ありがとうございます。

この点、菊池さんはいかがでしょうか。

菊池氏 はい。採用段階というか、応募する段階ですかね、もともとお世話になっていた事務所の先生方、本当に尊敬する先生方ばかりで、何かそこをやめるのがもったいないなという気持ちが大変あったのですけれども、先ほどお話しましたような動機で、岩手県、地元で今何かやれることないかなということで応募しましたので、ほとんど勢いで応募して、その任期後のことはある程度割り切ってやっていたところがありました。

現時点で任期後のことというのは、明確には決まてはいないんですけれども、掲げられる選択肢としては、岩手県でそのまま弁護士として活動するか、あるいは場合によっては東京のほうでのこともまた考えるかというようなところで、全く未定というような状況であります。

森岡（第二東京弁護士会） はい、ありがとうございます。

久保さんは、いかがでしょうか。

久保氏 私も、応募した当初は、弁護士業界、弁護士の急増とかいう事情もありましたし、私自身、もう40超えてましたので、年齢も若くないということで、ちょっと将来の不安はあったんですけども、余り最初は後のことは考えずに就任しようということになっておりました。

現在は、任期後については、何とかもう一度弁護士に戻るのか、全く別の方向に行くのかというのは、まだ未定でございます。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

それから、一つ、多分関心のある方については非常にここが気になる場所かと思うんですが、給与を含めた処遇面という点でございますけれども、この点について、楠井さんのほうでご存じのことがあれば、ご説明いただくとありがたいんですが。

楠井氏 はい。給与の問題というのはですね、採用する自治体側のほうもですね、費用対効果の観点から、それから採用されるほうの弁護士さんも、非常に関心が高いかと思えます。

それで、秋山先生が、任期付公務員の先生方の調査していただいたんです。経験年数とかによって違って来るんですけども、大体900万近い年収を得られている方もお見えになりますし、それから低いほうでは480万円ぐらいの方もお見えになるというのが現在の給与面の実情かと思えます。現在の調査では、私の知り得る限りでは、そのようなことになっております。

森岡（第二東京弁護士会） そういう処遇面があるわけですけども、これについて、皆さんは、今、率直に言えるかどうかいろいろあると思うんですけども、伺いたいですけど、荻野さんはいかがでしょうか。

荻野氏 会費の負担が自己負担に変更された点を除けば、全く不満はないです。入ってみてわかったんですが、市役所で課長というと、相当偉いんですね。システム上は40才くらいにならないかなれない、そういう役職に、30半ばの私になっているというのは、非常に高待遇を得ているというふうに思っています。

その面で、ほかの職員さんから見たら、厚遇と見られていると思いますので、不満はございません。

森岡（第二東京弁護士会） 菊池さんは、いかがでしょうか。

菊池氏 はい。確かに、従前と比べると、多少は収入については減ったのかなというところはあるんですけども、その分、やりがいのあることもやれてるかなという実感もありますので、給与等処遇について特に不満があるかと言われれば、そんなにはないところです。

森岡（第二東京弁護士会） 久保さんは、いかがでしょうか。

久保氏 給与につきましては、私、全然こだわってはなかったんですけども、募集要項ではかなり低い金額での募集でした。ただ、横にいる河浦課長のご尽力によってですね、私の裁判所の経験とかですね、年齢とかも総合的に考慮していただいて、かなり給与面では配慮いただいています。ですから、そのほかの処遇面でも、全く不満とかはありません。

森岡（第二東京弁護士会） それから、今までのお話の中でも出てきましたけれども、楠井さんの事務所では多くの弁護士が任期付公務員等として送り出されているということなんですけれども、その仕組みについて、どのようなふうに行われているのか、少しご説明いただけるとありがたいんですが……。

楠井氏 私の法律事務所ではですね、最初に募集した新人の弁護士さんですね、任期付公務員を希望されるという方がお見えになります。行政がやりたいから楠井法律事務所に入ったんよと言われる方についてはですね、重点的に行政事件のOJTをやるようにしております。

それで、任期付公務員に採用された後ですね、きょう会場に明石市の飯田弁護士が来ておりますけれども、法制執務の勉強をするようにっております。

それで、採用されるまでの間にですね、法制執務とか、あるいは国税徴収法だとか、今後予想される分野について勉強していくのがいいのかなということで、勉強するようには勧めております。

任期付公務員に採用された後もですね、私どもは、支援体制をとっております。

それで、給料の低い弁護士も一部ありましてですね、私が弁護士会の会費を負担してあげたり楠井法律事務所へしょっちゅう来るときの費用を、交通費ぐらいは負担してあげるよというようなことを言ったりしている者もいます。

任期が終了後は、私の事務所に戻ってもらってですね、いわゆる行政のシンクタンクになるようなシステムをつくりたいという考えを持っています。任期付公務員として行く際には、誓約書をいただいているんですけども、法的拘束力があるのか、ないのか疑問もあります。既に別の市で独立した弁護士もおりましてですね、困っている方もあります。しかし、再就職の心配をかけないというメリットは重要かと思えます。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

そういう形で、楠井さんは三重県内でいろんな自治体とかかわりを持たれて、任期付公務員の登用にも努力されているかと思うんですが、三重県で、今、任期付公務員について何か検討されている自治体があるということでしたけれども。

楠井氏 はい。きょうは、会場に三重県の職員の方が見えてます。三重県は任期付公務員の

弁護士を採用されました。それから、松阪市さんがですね、採用を予定されているそうです。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

それでは、そろそろ前半の部も終了にいたしたいと思いますが、最後に、任期付公務員の採用がより促進されるためには、どのようなことが考えられるかという点について、各パネリストの方からご発言いただければと思います。そしたら、席の順でよろしいですかね。

大貫さんから、お願いいたします。

大貫氏 大分、もう出尽くしていると思うんですけど、受け入れ側について申し上げますと、まず庁内に弁護士がいるということの意味ですね、どれほど自治体にとって力になるかということを知ってもらう必要があるんだろうと思います。

自治体の財政状況が厳しい中で、なぜ弁護士を庁内に雇わなきゃいけないのかということは、やはり財政当局あるいは長、住民を説得するために必要不可欠だろうと思っています。

それからですね、ああ、先ほど楠井さんのほうからお話がありました弁護士は給料が高いっというイメージがあるんですけども、高いのか安いのか、やっている仕事からすると、そんなに、僕は、高くはないんだろうとは思っているんで、それも含めて理解してもらう必要があるのが1点です。

それから、採用される側としてもですね、要するに法曹有資格者ですけども、自治体職員として働く意味ですね、その意義を十分理解してもらう必要があるんだろうと思います。法科大学院生見ていても、多少ふえてはきているんですけど、自治体で働くことのイメージができてない人が大変多いように思います。

それから、採用される側に必要なことを続けます。先ほどもちょっと言いましたけれども、行政法だけじゃなくてですね、地方財政法、地方自治法に関するやはり知識もある程度必要で、できれば政策立案能力あればよいと思います。

あと、一番大事なことはですね、よく言われるんですが、法律だけでできてもしようがないと言われます。企業の方にもよく言われるんですけど、組織人としてちゃんと働ける人なのかどうかということが大事だよ、大貫さん、と言われるんです。まあ、そうかなという気がしないわけでもなくてですね、要するにコミュニケーション能力などの人としての能力というのがやはり非常に重要で、法律ができるから採用してくれと言える世の中では全くないんだろうなという気がしています。

それから、最後にですね、もう既に出ていますから早口で申し上げますと、実際公務に就いた場合のキャリアパスがどう描けるかということが非常に不透明だということが言われていて、

自治体に行って、帰ってきて、自分はどうなるんだ。余り考えなかったと、久保さんだったかな、おっしゃっていましたが、そういう人は珍しいのであって、普通はやはり楠井事務所に戻れるかとかですね、というようなことを考えざるを得ないので、そういうキャリアパスがが十分描けるような、仕組みが必要だろうというふうに思っています。

簡単ですが、以上です。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

じゃ、荻野さん、お願いします。

荻野氏 弁護士側からの条件整備といいますと、もう先ほどから何度も出てる任期終了後の問題であります。弁護士職員は、楠井先生の事務所出身者を除き、任期終了後の具体的なイメージを持たずに入ってきている。従来の、顧客を徐々に増やしていくという弁護士のイメージからすると、無謀な人種なんですね、我々は。そういった稀有な存在に頼っているうちは、たくさんの良い人材が供給されないのではないかというふうに思います。弁護士会としても、行政活動に精通している弁護士を必要としている弁護士事務所とマッチングする場を提供していただいてもいいのかなと。

行政側の条件整備としては、任期終了後、現在、法律上5年の任期を超えて更新はできないんですけども、定年まで、働いてもらうという制度があってもいいのではないかというふうに考えております。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

河浦さん、いかがでしょうか。

河浦氏 はい。楠井先生のところは、本当に理想的だなと思いますね。やっぱり、その入り口と出口の問題、とっても大きくてですね、元に戻れというのも大変大事なところなんですけど、どんなタイミングで採用に至るかということもですね、実は事務所との絡みで、なかなかやめづらいとかいうのはたくさんあったりすると思うんですね。だから、その両方をですね、ちゃんとうまくやっておられる楠井先生のところはとても理想的で、こういうのは各県に1カ所、2カ所あれば、随分違うのかなと思います。そういう仕組みを、何かいろんな、自治体側も含めていろんな知恵を出して、そんな仕組みができていければなって思います。

それから、特定任期付ではない法曹有資格者を自治体職員として採用するって、これもですね、やっぱり考えないかんじゃないかなと、私は、ちょっと思うようになってます。それで、児童相談所に弁護士さんが必要だというのは、もう、まずだんだんだんだん思うようになりまして、必要な人が、じゃ、何で特定任期付なのかというのはですね、ずっと思ってたして、今、

自治体も、もう何度も言われてますが、昔は本当に地方自治体にスペシャリストは要らないって言われた時期があるんです。国の機関は法務省に入ったら一生法務省ですけども、私どもは福祉もやる、税金もやる、動物園にも行く、いろんな役割をやっていて、ゼネラリストが必要でスペシャリストは要らない、スペシャリストは外部に委託するんだというようなことを豪語した時期もあるんですが、全くそこは変わってしまっていて、各部署でスペシャリストは求められてしまっていて、しかも我々の仕事は、これもどこかで出ていましたけれども、全て法律に基づいてやっているわけですね。そして、その法律に基づいて、その法の目的と趣旨に合うような運用とその行政実務が求められているわけでありまして、そこに精通する、そこをバックアップする中では、やっぱりもう法曹有資格者が職員としているという時代が来るんじゃないかなと思ってます。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

久保さん、いかがでしょうか。

久保氏 はい。自治体の関係者の側からすれば、登用する弁護士の質の担保かな……、一つはですね、質の担保かなというふうに思います。最低限の知識等は弁護士に求められると思いますけれども、組織に入るといことになりまして、やはりちゃんとこうそういう組織としての動きができるような方でないと、自治体の方もちょっと困ってしまうのかなと思います。そういった方が、ちょっとマッチングがうまくいかなかったときに、次の人材を供給できるのかということかなと思ってます。

それから、先ほどから出てます弁護士を登用するための費用がかかってしまうという点ですね、自治体の方には、弁護士を登用するから、そんなにこう高額なんじゃないかとかですね、いうふうな誤解が解ければいいのではなからうかなと思います。

それから、逆に弁護士側から見ると、先ほどから出てますけれども、やはり任期後の身の振り方について不安を解消するようなシステムがないと難しいのかなというふうに思っております。

以上です。

森岡（第二東京弁護士会） ありがとうございます。

菊池さん、お願いいたします。

菊池氏 はい。もう、既に何度も出て重なることなので、手短に行きたいと思います。

弁護士の側からの応募者、志願者がふえないかなということは、やっぱり任期後の話が大きいんじゃないかなと思います。任期付職員に応募するイコール最悪独立をするというような状

況なのであれば、余り志願者がふえないかもしれないというふうに感じます。

それで、自治体の側から見るとですね、これも出てる話ですけども、いかに有効な仕事をやっているかということを採用段階で理解してもらって、実際、今、任期付職員をやっている方々はそれを実際実践してもらって、他の自治体にも理解してもらおうというようなことが進んでいってですね、各局面で、やっぱり一番コストとの関係で高いものではないということの理解が進むことが大事かなというふうに思っています。

森岡（第二東京弁護士会）　じゃ、最後に、楠井さん、まとめていただけますでしょうか。

楠井氏　はい。私は、地方単位会と日弁連に要望したいことがあります。地方単位会については、会費の減免とか、国選事件の配転義務の免除とか、弁護士会活動への理解ということをお願いしたいと思っております。

それから、日弁連のほうにつきまして言いますとですね、任期付公務員である弁護士に対する研修意見交換会を開催していただきたいと思っております。会費の減免をお願いします。これまで私のやってきたことは、もうボランティア活動なんです。しかし、何とか全国的にも支援事務所というのを開設していただいてですね、日弁連のバックアップをしていただきたいと考えております。

こういうことが進まないとおそらくビジネスモデルとしては成り立っていかないのではないかと思います。私の事務所だけで終わりということになるのかと思います。ぜひ、ご協力をお願いしたいと思います。

森岡（第二東京弁護士会）　ありがとうございます。

（休　　憩）

本多（東京弁護士会）　それでは、後半の部を始めたいと思っております。

前半の部分では、主に任期付公務員ということでの話題だったと思うんですが、ここからはもう少し広く、自治体と弁護士の連携という話でお伺いしたいというふうには思っております。

まず、初めに、任期付公務員の拡大なんですが、これは最も弁護士が自治体の職員になるということで、行政との連携が進んだところだとは思いますが、それ以外にも地方自治体と弁護士との連携という分野、方法が幾つかあるのではないかと考えておるところでございます。

楠井さんは、任期付公務員の派遣のほかですね、先ほど顧問弁護士をやられているとか、いろいろなその自治体と関係の深い仕事をされているということなんですけれども、任期付公務員以外のその自治体との連携ということについて、どのようにお考えになっていらっしゃるの

か、お聞かせいただきたいと思います。

楠井氏 はい。私どもの事務所は、任期付公務員として弁護士を送り出しておりますけれども、私自身はですね、県内の相当数の地方自治体、広域連合だとか、一部事務組合も含めまして法律顧問をさせていただいております。

また、私は行政委員もしております、現在は三重県の人事委員会の委員をさせていただいております。その前は、三重県労働委員会の公益委員として10年務めさせていただいております。

それで、弁護士は独立行政委員会のほうには向いているんじゃないかなというふうに考えております。

岡山弁護士会さんが行政ADRが先進的でございますけれども、三重県でも市町村振興協会というのがございまして、行政ADR、裁判外紛争処理機関というのを設立しております。自治体と住民、あるいは自治体相互間で紛争のあっせん和解ということに関与しております。その中に、弁護士も参加、大きく関与しています。

それで、非常勤の相談員とか、気軽なメール相談というのも有用だというふうに、私は考えております。

本多（東京弁護士会） 楠井さんのほうは、監査委員のほうはやられてはいらっしゃるんでしょうか。

楠井氏 監査委員は、私はしておりません。

本多（東京弁護士会） 監査委員も一つ……

楠井氏 そうですね、監査委員も一つ有用なパターンだと思います。

本多（東京弁護士会） 前回のシンポジウムで、行政対象暴力の問題を取り上げたと思うんですが、私も、少し地方自治体と法律相談なんかをしていると、毎日のように電話がかかってくる、1時間も話をしないといけないとか、そういうことで、どうにかできないんでしょうかねとか、そういう相談を受けることはあるんですけども、その点、いかがでしょうか。

楠井氏 きょうの資料編の23ページのところを見ていただきたいと思います。行政クレーマーとか、行政対象暴力は、私が弁護士登録をしました昭和60年ごろからずっと取り組んでいる問題でございますね、これはもう避けて通れない問題というふうに考えております。朝来たら公園に「権力の犬追放、楠井だ」と書いてありました。私は権力の猛犬と書き直せといつも言っているんですけども、これは避けて通れない問題かなと思ったりもしております。

日弁連では、行政クレーマーについての研修講師もさせていただいております。

本多（東京弁護士会） はい。高齢者問題の関係では、どうお考えでしょうか。

楠井氏 はい。きょうの資料編の24ページを見ていただきたいと思うんですけども、南伊勢町さんではですね、任期付公務員の石田美奈子弁護士が行っておりますけれども、人口の高齢化というのは、過疎地域ではどんどん進んでおります。高齢者をめぐる法律問題については、行政は積極的に支援する必要があります。弁護士も認知症高齢者の成年後見だとか、高齢者虐待の問題だとか、介護保険の問題だとか、高齢者の消費者被害の問題とか、そういうのに関与していくことは、かなり有用な問題だというふうに考えております。

本多（東京弁護士会） きょう、皆様のお手元のほうにお配りしている大阪弁護士会がつくっている「行政連携のお品書き」というところを見ると、いろいろとその対象分野として、総務、財政、債権回収、福祉、市民サービス、災害対策とか、避難者支援とかが分野として入っていますね、それで具体的なその細目とか、種別もかなりたくさんこう入っているんですけども、この内容についてですね、こういったその弁護士会側がこういうお品書きをつくって、こういうことができますよ、それでこれを見ると、実際に使っているところはこういうところがありますよというようなことで、自治体にとって有意義ではないかということ提案している形になっているんですが、こういうことについて、自治体側としてどうお考えになっているのか、ちょっと河浦さんにお聞かせいただきたいと思うんですが。

河浦氏 我々にとってですね、弁護士さんの存在というのは、何と申しますかね、こう遠いんですよね。雲の上とまでは言いませんけども、やっぱり遠い存在で、確かに町なかを見ても、お医者さんはたくさんおられますけども、町なか見て、弁護士さんってそんなにこう身近には見えないところもありまして、そして自治体職員にとっては、むしろですね、弁護士さんというのは、少し身構えてしまうわけ。防衛しようみたいなところがありまして、要は身近に感じられるかというのは、やっぱり大きいと思うんですね。弁護士さんが身近な存在だ、弁護士さんが何か身近におられて、気軽に相談できる場所なんだということはどう感じていくかというのはですね、とても大きいものがありまして、この大阪のお品書き集の「お品書き」という言い方がまた大阪風だなと思いますけれども、とっても身近に感じる何かこう取り組みとしてはですね、とってもいいんじゃないかなというふうに思いますね。

私のところもですね、久保弁護士に来ていただく前に、もともと子どもの権利委員会のボランティアで活動されていた方との日ごろのおつき合いがあって、とても身近に感じておりましたし、かつ、司法修習生の実習を受け入れているんですよ。エクスターンシップ、実習も受け入れているんですよ。それで、この司法修習生の実習の方も、とっても我々は身近に感じる

ことでした。この方たちは、児童相談所はほかの相談機関と違って、子どもを保護する施設がありまして、一時保護所というんですが、福岡市は、定員40名です、いつも40名以上の子どもがいるんですが……。2週間の実習期間に3日間ぐらいですね、その指導員として一日入っていただくんですよ。弁護士さんで、児童相談所の一時保護所の指導員として経験がある方は、多分そんなにいらっしやらないと思いますけれども、そういうことをやっている。でも、そういう方から一時保護所を眺めていただいて、ここは子どものこのルールは、子どもの権利にとってどうなんだろうかなというご意見も随分いただいています、そんなやりとりはとっても身近な存在になっています。

それで、この身近な存在に考えるというのが、ここに、今日に至るですね、契機にやっぱりなっていて、身近に感じられる契機になるいろんなその取り組み、仕組み、そういう工夫あるものがたくさんあるというのはとてもいいんじゃないかなって言うふうに思っています。

そういう意味では、本当にお品書き、いいんじゃないでしょうか、と思います。

本多（東京弁護士会） はい。身近な存在ということでは、大変こういった試みはいいのではないのかというお話だったと思いますが、大阪弁護士会のほうに私のほうがお伺いしたところによると、これはお品書きというふうには書いてあるけれども、新たなメニューを設定したのではないんだと。これまで、各委員会を中心に……、きょうの午前中聞いていただいた方にはわかると思いますけど、岸本会員がですね、言われてたように、各委員会ごとには自治体との連携活動っていうのは今まであったんだけど、会としてその連携ということがとられていなかったの、新たにその活動を創設したというわけではないのだというふうに話されていたというふうに思いますが、ほかの弁護士会でも、委員会レベルではこういう活動がされているというふうに認識してよろしいんでしょうかね。楠井さんのほう、いかがでしょうか。

楠井氏 はい。大阪弁護士会の取り組みは、極めて先進的だと思います。地方の単位会、私の所属する三重弁護士会でもそうですけれども、各委員会がそれぞれ活動している内容だと思います。

本多（東京弁護士会） はい。大阪弁護士会においてもですね、連携先の地方自治体の拡大ということを目指しているようではあるんですが、委員会レベルにおいてもこうした連携活動がまだ不十分なところあるのではないかなというふうにも思うんですが、この点、いかがでしょうか。楠井さんのほうは、いかがですか。

楠井氏 はい。大阪弁護士会のような連携活動はですね、地方の弁護士会、私の所属する三重の弁護士会ではですね、160名ぐらいしか会員がおりませんので、これは難しいかなと思

ます。今後の大きな課題だと思います。

本多（東京弁護士会） 福岡のほうではですね、児童相談センターという、そういう事業部門ですかね、言ってみれば、そこに、久保さん、任期付公務員を採用したということになるということで……、そのほかの部門についても、先ほどの河浦さんのお話では、学校だとか、病院だとかっていうところで、弁護士との関係を深めるという場面があるのではないかというふうに言われたと思うんですが、形として、任期付公務員の採用以外にですね、例えばその弁護士等をアドバイスや助言の委託契約を結ぶなどという方法もあって、大阪弁護士会のほうではそういう連携もあるというふうに聞いているんですが、この点、河浦さん、いかがお考えでしょうか。

河浦氏 はい。大いにあり得ると思いますね。いろんな委託の仕方があるうかと思えますけれども、大いにあり得ると思います。

それで、要はですね、まずはそういうふうに困っている現場がそういう発想をするということだと思いますね。なかなかそういう発想にならないことがありますので、その困っている現場がそういう発想をしていくということ、そして実際に連携をしていけば、その有用性を実感するはずですので、その必要性の声をですね、現場が上げていくということがですね、重要じゃないかなと思えますが、その発想を持つためには、何か身近になることが必要なんですよ、と思います。

本多（東京弁護士会） なるほど。身近であることが必要だという前提なので、そうだとすれば、弁護士側がですね、身近に考えられるようなことを、実質的に、先ほどのお品書きもあったと思うんですけれども、やっていく必要があって、それには個々のその会員に対応を任せるのではなくって、弁護士会として取り組む必要があると思えますが、楠井さんのほうでいる弁護士会と取り組む必要があるということは、先ほどもお話しいただいたところではあると思えますが、もう一度、こんな点が重要だということがあれば、お聞かせいただきたいと思えますが……。

楠井氏 はい。東京や大阪のようにですね、都市部の会員数の多い弁護士会はですね、弁護士会としての取り組みは可能かと思えますけれども、三重弁護士会のようにですね、会員数が160人ぐらいしかいないと、何でもかんでもやっているというような地方単位会についてはですね、なかなか難しい事情がございます。それで、私どものような会員数の少ない地方単位会では、むしろ日本弁護士連合会が、私が提案しておりますような支援事務所を支援していただくとういと思います。若手の弁護士さんが、地方自治体の顧問をしていたり、行政事件たくさ

ん扱っているような法律事務所へ就職されて2, 3年した後ですね, 任期付公務員に採用されるとよいと思います。また, その後, 就職の心配がないように戻って来れるような支援体制を, 日本弁護士連合会がやっていただければ, もっと進むんじゃないかなというふうに考えております。

私の事務所については, 今はちょっと中断しておりますけれども, 従前は, 任期付公務員の弁護士を派遣し, 逆に名張市の職員のほうが私の事務所へ研修派遣に見えるということをしていました。それで, 職員さんの研修を内野事務所がやると, すなわち, オン・ザ・ジョブ・トレーニングをやるための人事交換みたいなことをやっております。名張市さんと私どもの双方にメリットがあるというようなことをやっております。それを目指しておりました。残念ながら, ちょっと財政事情もございまして, 現在は, 派遣する職員さんは来てはみえませんが, 相互にですね, 利益があるような形が究極的な考え方だというふうに考えております。単位会の必要も, 重要性, 認識しておりますけれども, 地方会は地方会の事情があるということでございます。

本多(東京弁護士会) なかなかその人事を相互に交流するという例は, ほかに見られないのではないかとこのふうには思うんですけども……。荻野さんのほうでは, 具体的に連携するという方法について, どうお考えか, ちょっとお伺いさせていただきますか。

荻野氏 弁護士会の, 公益活動の中には, 先ほどから出ている子どもの権利をどう保護するかというものもありますし, 高齢者・障がい者の権利保障, 犯罪被害者支援等, こういった公益活動もありますが, これらは, 本来行政が担うべき課題とも言えるわけです。そういった専門分野を扱っている弁護士さんが, 所属されている委員会との連携というのは比較的スムーズに進むのではないかとこのふうには思っております。連携しやすい分野からどんどん連携していくということが必要ではないかと思えます。

明石市では, 先日, 犯罪被害者支援条例の改正を検討しているということを発表しまして, 立替金という被害者またはその遺族の方が加害者に対して有する損害賠償請求権の債権譲渡を受けるかわりに支援金を出すという制度を検討して, 次の議会に出す予定なんですけれども, その制度で生じうる法的問題については, 兵庫県弁護士会の犯罪被害者支援委員会に所属されている, 弁護士の方に, 問題の整理をお願いしました。これは, たまたま市長が, 兵庫県弁護士会の会員であるという事情があったので, できたことではあるんですけども, 委員会単位で組織として連携がとれると, より多くの自治体で非常にいい効果が生まれるのではないかとこのふうには思います。

本多（東京弁護士会） そもそも、委員会で行政とかぶるような仕事をしているのであれば、そこを中心に勉強をまずしていけばいいのではないかというようなお話だったというふうには思います。

河浦さんのほうは、具体的に今やられてる仕事の中で、久保さんを採用したということがあると思いますが、どんな形での連携ということをお考えでしょうか。

河浦氏 これからということですかね。

本多（東京弁護士会） はい。

河浦氏 久保さんが来る前はですね、週に1回ですね、弁護士さんに来ていただいて、週に1回2時間来ていただいて、そしてそのときに相談をするということをお願いをしていたんですけども、それではとても間尺に合わないということで、常駐をお願いをしたというそういうことになってますが、やっぱりその方々を、その久保さんを支えるですね、何かサポートというのもとても重要な気がしてまして、久保さんが一人来れば、それで何かこう完結するということが全然なくて、やっぱり子どもの権利を守るためのいろんな連携というのは、いろんな形で必要であろうなというふうに思っていて、福岡県弁護士会の子ども権利委員会の皆さん方がシェルターをつくっておられて運営しておるんですが、そこのいろんなやりとりやりますし、そのほかに子どもをめぐる問題について、いろいろな実はかかわりがありまして、そういう広い連携を図りながらですね、全体として子どもの権利に向かって一緒にやっていけるようになればいいかなというふうには思っています。

本多（東京弁護士会） 久保さんのほうは、やはり弁護士会としてもこういう支援・連携というものがあつたほうがいいというお考えでしょうか。

久保氏 はい。私が就任した当初は、子どもの福祉にかかわる先生方の有志の中でメーリスをつくっていただきまして、私が質問とかがあれば答えていただけるとというようなことを、最初のほうだけですけども、やっていただきました。

やはり、一人だと不安になる場合もありますので、そういった体制、弁護士会のほうでとっていただければ、わからないというか、こうちょっと不安なときに、こう問い合わせて、どうだろうかというのを回答いただくと、すごくありがたいなというふうには思います。

本多（東京弁護士会） 菊池さん、ご意見、いかがでしょうか。

菊池氏 はい。弁護士会のほうで取り組むというのは非常にいいことじゃないかなと思います。言われていることですけれども、包括的であつて横断的な対応が可能になって、対応分野がかなり広がるのではないかと。それこそ、お品書きのようなものが充実するのではないかと

いうふうに思っております。

また、任期付職員という面で見れば、そういったことの課題解決、あるいは人材確保、支援というようなことも会を知って取り組んでもらえれば解決することも、ひょっとしたら出てくるかもしれないなというふうに思ってます。

ちょっと、岩手県の状況だけだと、災害を機に岩手県と岩手弁護士会のつながりを持つ機会が、すごくふえているように感じておりまして、こういう機運に乗って、今後平時であってもいいですか、平常的な関係でも近いものに築いていければいいなというふうに思っています。

本多（東京弁護士会） ここで、少し最近の地方自治体の動きに関して議論したいと思うんですが、監査制度の改正については、前回のシンポジウムでも議論したところなんですけれども、その後、政権交代があり、少し動きがあるようなので触れておきたいと思いますが、監査制度について、楠井先生、どうお考えになっていらっしゃいますか。

楠井氏 はい。包括外部監査につきましてはですね、先輩の諸先生がですね、大きな成果を上げてみえますけれども、いまだに大部分は公認会計士さんがやっているということでございます。

地方自治体の監査委員会事務局の職員さんにも伺うんですけれども、「弁護士は数字に弱い」、「財務分析でけへん」というようなことを言われています。そういう意識が非常に強い。監査という名前からして公認会計士の仕事という印象が強いです。弁護士が外部監査員に就任が少ないというのが実情でございます。

それで、弁護士会側のほうとしてはですね、今後相当努力しないとイケない分野であると考えております。

それで、個別外部監査というのは、おそらく弁護士が得意分野なんだろうなと思います。少なくとも、客観的な問題点の整理とか、責任追及だとか、再発防止策とか、いろいろなことを書きますので弁護士の得意分野だと考えております。個別外部監査を重点的に食い込んでいく必要があるというふうに考えております。

本多（東京弁護士会） 荻野さんも、同じような意見でしょうか。

荻野氏 はい。適法性監査については、非常に弁護士が活躍できる場ではないかと思っております。

本多（東京弁護士会） 監査の話はこのぐらいにしておいて、次に、行政不服審査法の改正も地方自治体にとっては大きなことではないかと思えます。

もう既に、総務省のほうから説明会等があって、28年改正に向けて、来年度以降法改正していくという予定のようなんですが、行政不服審査法の改正案については、もう既に出ていた案をここで手直しするということになるということに聞いておりますけれども、そのあたり、ちょっとこれだけお話しただいても長時間になってしまうものだと思いますが、大変恐縮ですが、手短に、大貫さんのほうでご説明いただければというように思います。

大貫氏 承知しました。

平成20年に一度改正の動きがありまして、成立直前まで行ったんですけど、民主党政権下で廃案になってしましまして、当時、コンメンタールをつくろうということで、条文の割り振りもされて、私も書く予定だったんです。それが、全部飛んでしまったという状態で、ただ、幸いなことに、それほど20年のときの案と大きくは変わってないようです。手短に申し上げます。

三つの点を、ご説明します。

不服申立ての基本構造、それから審理体制、それから審理手続と、この三つで簡単に申し上げます。

まず、不服申立ての基本構造のところですが、ご承知のように、現行法は異議申立てと審査請求、これは一審、二審の関係にないというのがご承知だと思います。この異議申立ての審査請求、そして二審に相当する再審査請求というのがあったわけです。

改正後は、異議申立ては廃止されて、審査請求に一本化されるということなのでシンプルにできるようになります。ただ、税法に詳しい弁護士の先生もいらっしゃると思うんです。税法に関しては、前さばきが必要だろうということで、再調査の請求というものが残る予定です。構造的には、そういうところです。

審理体制のところは、これがかなり変更が大きくてですね、不服審査の審理を行う審理員というものを設けることになりました。これまでは、不服申立て審理庁の職員が審理していたんですが、公正性を高めるために審理員というのを設けることにしました。それで、もともとの処分、現処分をしたものは、審理員にはなれないこととしました。これは、当たり前のことなんですけど、現行法ではそこはちゃんと書いておりません。

その後の手続ですが、これには賛成・反対、随分、意見いろいろあるようなんですけども、手続的に重くなった感があります。審理手続の終了後、原則として有識者からなる第三者機関に諮問をすることとされました。それで、国の場合は総務省の行政不服審査会、地方は各自治体の合議制の機関が予定されています。地方自治体については、この合議制の機関の共同設置や他団体への委託なども考えられているようです。ここは、かなり大きな改正点ですね。

それから、審理手続は、これも詳しく話すといっぱいあるんですけど、弁明書の提出の義務化、口頭意見陳述における質問権の保障などが取り入れられました。じゃ、これまでどうだったんだと、これははっきりしていなかったんですね。それで、こういうふうに手続が非常に丁寧になったということになります。

それから、行政手続法の標準処理期間を先生方にご存じだと思うんですけども、どれぐらいの期間で採決が出るかということをおあらかじめ決めておくということで、審理の迅速化を図るということになっております。

関連する法改正について、ちょっと申し上げておきますと、これは非常に興味深いところです。実は、ここは私が書けと言われたところなんですけど、行政手続法の改正が行われる予定で、これかなり画期的だと思うんですけども、法令違反の是正のために、処分とか、行政指導を行政庁に求めることができるという規定を新設することになりました。例えば、法令違反を是正しろというふうに行政指導を受けた人が、いや、その行政指導はおかしい、法令違反はしていない、やめてくれという要求ができるようになるということで、これはかなり画期的じゃないかというふうに思っております。

非常に簡単ですけども、大分大きな改正で、先生方ご存じのように、今までは、特定分野、税法の分野などを除くと不服申し立ては余り使われてなかったと思うんですけども、この改正によって多少変わってくるのかなという気はしております。

以上です。

本多（東京弁護士会） この会場には自治体の職員の方もいらっしゃって、この点、どう対応したらいいのかなというふうにお考えの方もいらっしゃると思うんですけど、大貫さんのほうで、こんなところが大切になるよというのがあれば、少しご指摘いただきければ……。

大貫氏 先ほど申し上げたように、不服申立てが出されますと、案件の審理のために審理員というのを任命しなくてははいけません。それで、この審理員は、先ほど申し上げたように、最初の処分（原処分）の調査に関係した人はなれませんので、ある程度独立した人を任命しなくてはなりません。これをどう確保するかというのが、まず最大の課題だろうと思います。

それから、先ほど申し上げましたように、審理手続終了後に、諮問をする機関、第三者機関を設けなければならない。これをどうつくっていくかということが、差し当たりの課題だろうと思っております。

本多（東京弁護士会） 申し出件数は多くなるという感じでしょうか。

大貫氏 劇的にふえるということはないんだろうと思います。いや、私の予想が外れたら外

れたでいいんですけど、劇的にふえるということはないだろうと思いますが、徐々にふえていくだろうと思います。ただ、自治体の方もここにおいでですけれども、不服申立ての処理は極めて専門的な知識を要求されますので、出てきたときには大変なことになりますし、自治体の方はあらかじめ審理員や第三者機関のこともきちっと考えておかないと大変なことになるだろうというふうに思っております。

本多（東京弁護士会） 荻野さんのほうでは、何か既に準備されているということはありませんか。

荻野氏 改正の内容を勉強しているところで、組織的に何か対応するということは、まだ具体的には決まっております。

関連して、市においても、審査請求を受ける場合がございます、福祉事務所の、生活保護の決定に関連して、市が審査庁になることがあります。その場合は、福祉事務所の職員というのは市の職員でもあるので、弁明書の提出の相談を受ける弁護士職員と、決定書を書く部署の相談を受ける弁護士職員を分けて、その間には情報障壁を設けて、個別に相談しないようにという形で対応しております。

本多（東京弁護士会） 岩手の菊池さんのほうは、いかがですか。

菊池氏 私自身は直接かかわってないんですが、担当に確認してきたところだとですね、今まさにお話しになっていた審理員の選任をどうするかとか、第三者機関の設置をどうするかといったことを含めて、課題を全部洗い出して、それをどうやるかということを整理している状況だというふうに伺っています。

本多（東京弁護士会） 審理員や第三者機関、ここには、今のお話からすると、弁護士が関与していく余地があるのではないかと考えているところなんですけど、大貫さんのほうは、いかがお考えでしょうか。

大貫氏 大体、答えが予想されると思いますけども、審理員は相当の専門的な知識を要求されることになると思います。どなたかおっしゃったかと思うんですが、法務能力の高い方というのは自治体に必ずいらっしゃいます。先ほど、私、かなり極端な言い方をしました。全体としては、法務能力は高いとは言えないと申し上げただけで、必ず高い方はいらっしゃいます。しかし、数は多いわけではありませんので、やはり審理員にどなたがなっていたかかは、非常に重要な問題になって、外部登用というのはあり得るということでは言われていて、弁護士の方、それから大学教員というのを考えられておりますが、私は、弁護士の方というのは非常に適任じゃないかと思っています。それから、第三者機関ですね、これはやっぱり弁護士の方が

どういう形で……，常勤であれば，その自治体で仕事をされている弁護士の方が入っていくという可能性は十分考えられると思います。非常勤でもですね，弁護士の方が関与するというのには十分に考えられるだろうというふうに思っております。

本多（東京弁護士会） 楠井さんも，同じようなお考えでしょうか。

楠井氏 はい，同じ考えでございます。審理員とか，第三者機関については，任期付公務員であれ，非常勤の外部の弁護士であれ，非常に得意分野だというふうに考えております。

私自身もですね，労働委員会の公益委員を10年ぐらいやらせて頂きました。労働争議のあっせん，審査をやらせて頂きました。現在も人事委員会で公平審査やっております。

弁護士というのは訴訟実務になれておりますので，行政不服審査についても，十分能力を発揮できるというふうに考えております。

本多（東京弁護士会） ありがとうございます。

ここからは，今後の展望ということで考えていきたいと思いますが，先ほど来お話あったように，これまで弁護士として，人権を擁護する役割を担う弁護士がですね，行政にかかわるのはいかななものかという考えもあったのではないかというお話もあったと思いますが，この弁護士が地方行政にかかわっていくという点について，大貫さんのほうでは，どうお考えでしょうか。

大貫氏 なかなか難しい問題，端的に言うと，こういうことだと思うですね。

弁護士の方は，反国家権力，地方自治体の権力と戦ってきた。そういう方が，自治体の内部に入るなり，自治体に協力するというのはいかななものかという議論があるのだと思います。そういう考えがあるがどう思うかというのが本多先生からの質問なんだろうと思いますが，これは，私はこう思っています。本多先生が基調報告でおっしゃったように，弁護士の方が自治体に入っていく，あるいは外部から協力するというのは，自治体と一緒に公共の福祉を実現するということですね。これは，決して弁護士の使命と矛盾するものでも何でもないというふうに思っております。

実は，このシンポジウムの事前の打ち合わせでも，ちょっとそのことが議論になりまして，任期付公務員として弁護士が自治体に入っていくというのは，いいことだろうと評価される。今のところ，任期付採用は5年で終わりということが多いと思うんですね。それで，その後は戻るといことになると思うんですが，もっと延長したらどうだろう。あるいは，ずっと常勤の職員として採用されたらどうだという問題です。果たしてそれでいいのかと。弁護士の持っている自律性とか，自由なプロフェッションとしてのあり方と，そういう採用のあり方がどういうふ

うにマッチしていくんだらうということがちょっと議論になりました。やっぱり、任期5年でいずれ戻るといふことであれば、自治体の中に入っても、ちゃんとしたことが言えるんじゃないか。これが、一生いるとなるとどうなんだらうかという議論がありました。確かに自律した自由なプロフェッションとしての弁護士が、内部に入っていくことをどう位置づけるかというのは、そう簡単ではなくて、ちょっと水をかけるようなこと申し上げて、よろしくないんですが、ドイツなんかでは、本多先生のほうが詳しいかもしれませんが、弁護士は、例えば企業内とか、そういうところに入れないんですね。法曹資格を持っているだけであればよろしいんだそうですけど。要するに、弁護士がそういうどこかの組織に所属することに対するアレルギーというのは相当あるんですが、日本は余りないんだらうと思うんですね。

自律的な職としての弁護士のあり方と組織に入っていくことっていうこととの関係は、考える必要性はあるのかもしれないなと思っておりますが、地方行政にかかわっていくこと自体は何ら悪いことではないと、私は思っております。

本多（東京弁護士会） はい、ありがとうございます。

ここで、地方自治体と弁護士会の連携についてですね、今後の進むべき方向ということなんですが、楠井さんのほうで少しお話しただけないでしょうか。

楠井氏 はい。地方自治体はですね、高いコンプライアンスを要求されている時代に入ってきていると思います。その中で、職員の能力向上ということは、大変重要なことだと思います。

地方自治体はですね、3年から5年ぐらいで人事異動しているゼネラリストが大半だらうというふうに考えられるんですね。そのような中でですね、コンプライアンスの向上と、高いコンプライアンスを求められるというためには、やっぱり専門的な知識・知見を擁する人を、どのように、どんな分野でですね、どの程度必要なのかということを考えている時代に入ってきているんじゃないかと思っております。その点では、弁護士だけに限らないと思うんですね。専門的な知見の人材と育成というのはですね、限られた予算の範囲内で、どうやって成果を上げていくかということ、地方自治体も考える時代に入ったなというふうに考えております。

予算の関係上ですね、スペシャリストの終身雇用というのは非常に難しいと思いますので、任期付公務員制度というのは有用な制度だらうと思います。リスク回避という観点からも、重要だと思っております。

本多（東京弁護士会） 具体的には、先ほど来議論している行政対象暴力とか、高齢者対策だとか、あと学校と家庭の問題とか、あと債権回収については弁護士の得意分野というお話があったと思いますが、一つ、税とかですね、あと強制徴収できる公債権、これについての外部

委託もできるんじゃないかという議論がされていると思うんですが、この点、楠井さん、いかがでしょうか。

楠井氏 はい。私自身はですね、もう弁護士登録したときからですね、この問題考えておりまして、現行法のもとでも、短時間勤務の非常勤公務員であればですね、できるのではないかというふうに考えております。

それで、国税徴収法の知識を身につけることはですね、非常に弁護士にとっては重要な財産になるんじゃないかと思うんです。経営者の弁護士のほうから申し上げますと、短時間勤務の公務員では余り経営的にはメリットがないわけです。むしろ税の強制徴収ということに関してですね、弁護士が受託を受けるという方法が、一番のメリットがあります。弁護士側のほうとしてはメリットが大きいと思うのですが、法律の改正も必要になってくるんじゃないかなというふうに考えております。

もちろん、任期付公務員に税の徴収をしていただくというのは可能だと思っております。

本多（東京弁護士会） 自治体の税というのは、今、私債権と言われるものの回収を弁護士が受託しているという例は多いと思うんですが、なかなか公債権というところになると、やはり権力行政の一部を受託できるのかという議論で、一つ法改正等が必要ではないかというお話だったと思いますが、この点については、非常に税自体が量としてはたくさんものがありますんで、一つ重要な分野ではないかというふうには認識しているところです。

先ほど、河浦さんのほうから、弁護士を身近にしたらいいいのではないのかというお話があったと思うんですが、具体的に身近ということで、お品書きもその一つというふうに位置づけられるというお話だったと思うんですけども、弁護士会の側から地方自治体のほうにですね、例えば懇談の場の設置を持ちかけるというようなことでも、一つまず初めにやるという意味ではいいのではないかと思います。荻野さん、こんなことはいかがでしょうか。

荻野氏 私のようなペーペーが物申すにはちょっと大きい話なんですけれども、先ほど、河浦さんのほうから、弁護士の存在は身近でないというお話がありました。これは、そもそも弁護士が、身近でないのに弁護士会が身近であるはずもなく、弁護士会が何をやっているのかというのは、市役所の職員、本当によくわかっておりません。弁護士を紹介ぐらいいはしてくれるんだろうというぐらいのイメージなんです。私も、実際周りの職員さんに聞いてみたくてすけれども、単なる弁護士の組合みたいなものではないかというような答えしか返ってきませんでした。こういった公益活動もしていますよという話をすると、非常にびっくりされるということがありました。

ですので、交流担当窓口というようなものを設けて、自治体側と関係をつくっていくということが非常に重要なことだと思っております。

本多（東京弁護士会） 菊池さん、いかがですか。

菊池氏 確かに、漠然と敷居を感じて遠い存在だと思っている職員の人が多いように思います。弁護士会員の側からとしては、どのようなことでもいいから取っかかりをつくって、その敷居を下げることが非常に有用なのではないかなと思っております。

一つの方法としては、顧問の先生なり、審議会の委員をやっている先生なり、何でもいいので、関連のある先生がきっかけになって、何か始めたりするのもよいのではないかなというふうには思っております。

それで、任期付職員も弁護士会側の人間だというふうに見ればですね、連携というか、こういうところの接点を結ぶのに一番有用な人材なのではないかなと思っております。ちょっと私の例で恐縮なんですけれども、用地取得の関係、今、弁護士会と県で連携した会議を持っているのですが、これもきっかけは、私が誰々先生知っているので声をかけられますよというふうなところで、それでしたらぜひお願いしますというふうな形で始めましたし、その会議がきっかけになって、そういうことができるならということで、今度、弁護士会のほうから原子力損害の関係について連携した会議持ちませんかというふうな提案があって、それも今行われているというふうな状況で、非常に有益かなというふうには思っております。

本多（東京弁護士会） 久保さん、いかがでしょうか。

久保氏 今までのお話の中でも出てますけども、身近に感じるというときには、やっぱり顔が見えないと、まず、いけないかなと、話はその後でもいいかと思っております。

私も、児童相談所の業務で学校とか施設とか区役所とか行きますと、顔を合わせれば、またその後もう、ちょっと聞きたいんですということで、こう質問を受けたりすることがありますので、まずは顔を見せると。それで、どんな人なんだろうと、弁護士会の人たちってどんな人なんだろうというのをやっぱり見せるのが必要かなと思っておりますので、その取っかかりとしては、もう懇談会とか、名称は何でもいいかと思っておりますけれども、実施することがまず大事なというふうには思います。

本多（東京弁護士会） 楠井さんのほうでは、何か懇談会を予定しているというふうにお伺いしているんですが。

楠井氏 はい。三重弁護士会ではですね、平成25年12月25日に、三重県知事との懇談会の開催が予定されておりましたので、双方の理解を深めるということも期待されております。

本多（東京弁護士会） メールマガジンの発信とか，そういうことでもいいんじゃないかと思うんですが，楠井さん，いかがですか。

楠井氏 情報量の少ない地方においてはですね，極めて有用と考えております。

本多（東京弁護士会） 河浦さんにお伺いしたいんですけど，任期付公務員を実際に採用する際にですね，福岡の弁護士会のほうから，情報提供だとか，何らかの協力はあったんでしょうか。

河浦氏 はい。もともと，そういう人が来てくれる奇特な人があるだろうかというの，まず大前提だったんですよね。そんなはずないだろうって。最初の第一声は，そういう話でした。

とても，高額な収入を得ている弁護士さんが，安月給の耐えられるはずないみたいな話がいっぱいありましてですね，それで，私も，そうだろうなと内心思いながら，そういうこと，ぜひ欲しいんですという，周りにいるんな……，周りというのは子どもの権利委員会の皆さんに話をしながら，実はいろいろ話して，いや，ちゃんと募集があれば応じる人がおるかもしれないよという，そんな話が出てきてですね，そしてこういう人材がおりそうだという見通しの中で踏み切ったということなんですよ。そういう見通しが立って組織要求をしたという，そういう経緯からですから，そういう意味では，子ども権利委員会の皆さんからも全面的なバックアップをしていただいたように思うんです。それで，その子ども権利委員会を，さらに福岡県弁護士会は全面的にバックアップしていただいたのかなと思います。

ですから，それなりに，もういろいろいろいろ整って，福岡県弁護士会のほうに推薦を依頼をして推薦をしていただいたと，そういう経過になっていますんで，本当にもう全面的にですね，応援していただいたなと思っております。

本多（東京弁護士会） 河浦さんの例はうまくいったというかですね，陳情がうまくいった例だというふうに思うんですけれども，明石市さんのほうではですね，市長さんが弁護士ということもあって，自治体に法律専門家をもっと登用すべきだというお話をいろいろな場面でされているようにお伺いしておりますけれども，そのような認識を他の地方自治体に持ってもらうにはどうしたらいいのか，市長さんご自身にお伺いするのが一番いいのかもかもしれませんが，荻野さんのほうにお伺いしたいといふふうに思うんですが……。

荻野氏 人事権を持ってる市長の理解がないと，難しいですけども，多くの自治体で任期付弁護士職員を採用するということの発案は，首長さんのほうから出ていると聞いております。

ただ，本当に広がっていく，多くの自治体で採用されるためには，現場の職員さんから，弁護士が必要なんじゃないかという声が出ることの方が重要なのかなというふうに思います。

明石市，特に，弁護士でもあり市長でもあるという，立場で，弁護士が必要だと言ってみても，どこまで他の職員の心に響くものなのかというところで言うと，少し疑問がありますので，現場の職員さんのほうから声が上がることが必要だと思います。そのためには，今，任期付弁護士職員として働いている我々が，有用だと感じてもらえるようにやっていかなければならないと思いますので，非常に重い責任を負っているなというふうに感じております。

本多（東京弁護士会） 河浦さんにお伺いしたいんですけども，自治体の庁内において，やはり弁護士の活用が図られるべきだという，そういう意識を持ってもらうというためには，どうしたらよしいんでしょうかね。弁護士会からの働きかけもあるんでしょうし，その中で意識を持ってもらうということについて，どんなことが考えられるか，ちょっとお話しただきたいと思います。

河浦氏 いろんな創意工夫があるのかもしれませんが，やっぱり我々の側からすれば，弁護士さんが身近に感じられ，そしてやっぱりこういう弁護士さん，我々にとって必要だという声を現場から上げられるような状況をどうつくっていくかというのが，大きいような気がするんですけども……。いじめ問題で，学校と弁護士さんは，場合によっては対立するようなことがたくさんあったりするんですけども，その対立構造を少し垣根を越えて，弁護士さんが現場の先生方と交流しようと，現場に出かけて行って，学校現場はいろいろ問題がありますので，問題を抱えていますので，そこでちゃんと交流しようということをされるんですよね。そしたら，垣根がぐうっと下がってですね，学校の先生たちは，何かいつも自分たちが言われるんじゃないかという垣根が取っ払われて，自分たちの状況をよく理解していただいた，理解していただいた上で，いろいろ話ができるようになったというようなことを聞いていてですね，やっぱりそういう何かこう交流を，こういろんな多面的なことをやっていったらどうかなというふうに，一つ思います。

もう一つ，我々からすると，例えば自治体職員の福祉職の現場の皆さんを対象に，例えばですよ，学校の日常的に親との対応で非常に困っている先生を対象に，何かこう定期的な無料相談とかがあったらですね，気軽な無料相談，出張相談，そんなことが何か組織的にやれたら，きょうも何か無料相談があつてますけれども，そんなことができたなら何かとても身近に感じられて，とても大切な，有用だなというふうに感じられていくんじゃないかなと思いますけれども。そんなことを思います。

本多（東京弁護士会） 自治体の内部事情にもお詳しい楠井さんのほうは，いかがお考えでしょうか。

楠井氏 はい。私はですね、現実に弁護士が役に立つということをですね、自治体側に理解してもらうことが重要だというふうに考えております。

それで、弁護士がどんなことができ、どういう成果が上げられるか、また、費用対効果はどうかという問題をPRする必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

それで、自治体の職員さんからは、一体幾らやったら任期付公務員を雇えますか、私、人事委員やっていますけれども、県の副知事さんからも聞かれました。幾らで雇えるんですかって、どんなことできるんですかって聞かれました。各自治体の財政事情もありますけれども、より多く理解をしてもらうためにはですね、そのような費用対効果の観点からですね、PRしていく必要もあるんじゃないかなと考えています。私は、もっと具体的に訪問をして、営業活動をしていくということが重要なので、政策提案も含めてですね、していく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

本多（東京弁護士会） はい、ありがとうございます。

時間も押し迫ってきたので、最後の質問に移りたいと思うんですが、任期付公務員の登用の実績をとってもですね、まだまだ少ないとはいえ、当初に比べれば、このシンポジウムもそこに一つ寄与しているんじゃないかというふうには自負しているところではあります。登用実績というものは着実に大きくなってきているというふうに考えているところであります。

こういう実態にあって、今がですね、やはり地方自治体と弁護士会とが密接に連携して、こうした動きを推進していくときではないかというふうに思うところです。

最後に、今後の地方自治体とですね、弁護士との関係についてという漠とした質問ではありますが、皆様のご意見をお聞かせいただきたいというふうに思います。

それでは、大貫さんのほうから順にお願いしたいというふうに思います。

大貫氏 はい。このパネラーの中で、私が恐らく一番現場からは遠い人間だろうと思うんですね。学生を送り出す意味では現場にはいますけれども、実際に弁護士を採用しているわけでも、弁護士として働いているわけでもないということで、失礼ながら大所高所から申し上げることになるかと思えます。

実は、コーディネーターの一人からですね、打ち合わせの際に大所高所から最後に発言しろというふうに言われましてですね、ちょっと考えてみたんですが、少し不穏当なところがあるかもしれませんが、幾つか申し上げたいと思います。

まず、放置主義はよくないということです。というのは、放置主義というのはルール・オブ・ローではなく、ほったらかしはよくないということで、先ほど来、既におわかりだと思う

んですけど、自治体は法曹有資格者を必要としているという状況にあると思うんですね。児童相談所の例を上げれば、実際、昨日ですね、一人の子どもの命が弁護士さん-今日パネラーとして参加されている久保さんですが- がいることによって救われたということもまさにありました。自治体は確実に法曹有資格者を必要としているわけです。これだけじゃなくてですね、一般の自治体職員の方は、本当にちゃんと仕事をしたいと思っているんですが、法務能力が高められる機会をあまり与えられていないし、法曹有資格者に相談する機会もない。こういう放置主義はよくないと思いますので、法曹有資格者を必要としているところに法有資格者を届ける必要があるというのが、第一点だろうと思います。

それから、2番目は、英雄主義はよくないということです。これは何かということですね、先ほど任期付公務員が自治体に出て行って、帰ってくる保証がないということが話題になりましたけども、今のところ、久保さんのようにですね、菊池さんのようにですね、荻野さんのようにですね、その後の保証もないまま、恐らく英雄的な努力で行っていると思うので、そういうことではやっぱり続かないのであってですね、楠井事務所がどの程度ビジネスホテルとして成り立つかはちょっとよくわからないんですが、そういう一種の制度を作っていく必要があると思います。自治体に弁護士が入っていくのが望ましいとすれば、そのための仕組みをきちっとつくらなきゃいけないだろうというふうに思っております。これが、英雄主義はよくないという二つ目のお話です。三つ目がですね、タコつぼはよくないということで申し上げたいと思う。

これは、先ほど岸本先生からお話があった行政連携のプロジェクト、大阪弁護士会、それから福岡弁護士会もやっているんですけども、実はこれは、私、行政法学者として全く最近まで知りませんでした、こういうものがあるというのを。私は、法科大学院の教員でも、比較的こういうことは知っているほうなんですけど、全く情報が入っていなかったのです。ちょっと、言いにくいんですけど、情報発信がどうだったのだろうかと、申し上げざるを得ないのではないのでしょうか。外に対する情報発信が十分であったのかと、タコつぼ的ではなかったかと申し上げたいです。

もう一つは、岸本弁護士も認めてらしたと思うんですけど、弁護士会内部での縦割りの問題があります。と。これは、本当にそう思います。日弁連と私、多少のおつき合いがあるんですが、非常にいろんな委員会活動をされているんですけども、全体として弁護士会が何をやっているのか把握している人はほとんどいない。いや、私、そういう弁護士会が大好きなんですけども、要するに、非常にアクティブな人たちが、もうそれぞれの熱い思いでやっている、そう

ところが好きなんですけど、全体を見渡してまとまらなきゃいけないところもあると思いますので、活動のタコつぼ化はよくないというのが、三つ目だろうと思います。これは弁護士会だけの問題ではないと思いますが。

四つ目がですね、これが一番重要だと思っているんですけど、法曹像の転換が必要だろうと思っております。「社会にあまねく法の光を」とか、「法の支配の実現を」ということは、よく言われるんですけども、その際、念頭に置いた法曹像というのは、本多先生の言葉かりると、応訴型、提訴型の法曹ではなくて、事後紛争解決型の法曹ではなくて、法廷法曹ではなくて、もちろん法曹はいろいろな面をもっていますが、どちらかというところ、念頭に置いていたのは予防法学的な法曹であり、政策を積極的につくっていける法曹だと思うんですね。そういう法曹像を念頭に置いて、法の支配の実現というようなことが、強調されたのだと思います。

この法曹像の転換を積極的にアピールしていかないと、なかなか物事は進まないというふうになっております。応訴型、提訴型の法曹はそんなにいりませんと言われてしまいますから。一番最初の話に戻りますけど、放置主義はよくありませんと言いました。弁護士の先生方のための仕事の拡大ではなくて、法曹像の転換を前提として、弁護士を必要としている人のところにちゃんと法の光を届けるという発想で考えなきゃいけないというふうになっております。

以上です。

本多（東京弁護士会） ありがとうございます。

続いて、荻野さんのほうからよろしくお願いします。

荻野氏 先ほど、英雄主義なんていう話がありましたが、単に私は好奇心が強く飛び込んだだけで、英雄視されるほどの者ではないんですけども、実際入ってみて感じたのは、弁護士が関わられる、そして関わるべき仕事は、自治体には山のようにあるというふうに感じております。

市役所でどんな仕事をしているのかよく聞かれるんですけども、入ってみると、非常に仕事がたくさんあってやりがいがあると、これを皆さんに知っていただきたいです。

それで、弁護士会、弁護士の使命の1つとして、社会的正義の実現がありますが、弁護士会でされてる多くの公益的な活動は、先ほども申しましたけれども、地方自治体や行政が、本来担うべき側面が非常に強いんです。個別的な救済は弁護士が担い、制度設計は行政がやるという形で、両輪で動けば、非常にいい形で動いていくのではないかとこのように思っております。そういう意味で、弁護士業務と、自治体の業務というのは、非常に親和性が高い部分が多いと思っております。

現時点では、個別の弁護士の先生方と自治体の担当の職員との個人的なつながりで連携がされているということがほとんどなんですけれども、組織的な連携によって、大きな流れとして、弁護士が行政の分野で活用されていくということを強く期待しております。

本多（東京弁護士会） はい、ありがとうございました。

河浦さん、いかがでしょうか。

河浦氏 はい。児童虐待の対応の仕組みというのは、日本の場合は、児童相談所という行政機関に一極集中されているんですよね。子どもの保護をするか保護しないか、その後、帰るか帰さないのか、親との面会をどうするのか、しないのか、あるいはその親に対してどう指導していくのか、それ全部児童相談所の一極集中であります。特に、親への指導について、その親がその指導を拒否するということについて、現状を全く変えようとする親に対しては、全く我々の指導は強制力がありませんので、無力なわけですね。欧米は、全部裁判所が決定するんですよ。子どもを保護するか保護しないかの決定、帰るか帰さないかの決定、親にカウンセリング命令を出したり、親にアルコール依存の治療命令を出したりという、そういう仕組み、全部裁判所がやるわけですね。私は、日本の児童虐待の対応もそういう仕組みを導入すべきだと思います。そして、もっと児童相談所は支援の側に回っていくというような、そんな仕組みをつくるべきではないかなと思ってます。

裁判所がそういうふうに、人たちに関与するようになれば、我々と親御さんとのやりとりは、本当に一変すると思います。もっと、裁判所の中で、法廷の中で、親御さんも代理人が付き、我々の主張と、そして裁判所の決定というふうに一変していくと思いますが、そうなれば裁判官も今のままでは少ないでしょうし、そうなれば児童相談所に弁護士が常駐するのも、これはもう必須になると思います。実際、欧米はそういう状態であります。そこは、一極集中になっているがゆえに、児童相談所のその構造的な問題と悩みを抱えていて、依然として助けることができないということがたびたび起こるのは、私は、その基本的な構造の問題があると思います。

この基本的な構造の問題について、日本国民はというか、市民は、全くよく知らない。まさに、日本は「放置」国家だというふうに、それは見放されているという意味ですけども、そういう「放置」国家だというふうに考えざるを得ない状況であります。このことはですね、私は、皆さん方と一緒に変わって変えていきたいなと今思っています。

子どもの権利条約では、子どもは親から引き離されないという権利を持っている。ただ、もちろん親がそういう虐待をすれば、子どもは保護されるんだ、代替的な養育があるんだ、引き

離されるんだ。しかし、それはですね、司法の審査を経て書いてあるんですよ。日本では、何らの司法審査がないままですね、児童相談所が2カ月、あるいは2カ月以上子どもを保護するわけなんですよ、親子分離するわけですよ。とりあえずは、ここの、法改正から手始めたらどうかなっていうふうに思っています。そうすれば、いや応なく裁判所はいろいろ関与せざるを得ないと思います。

以上です。

本多（東京弁護士会） ありがとうございます。

久保さん、お願いいたします。

久保氏 自治体が弁護士を活用するということで、権利、私たちであれば子どもの権利が守られるということになっていくんですけども、先ほど大貫先生からお話がありました弁護士が関与することによって子どもの命が救えるんだという点です。

先ほど、河浦からありましたきのう行われました親権停止、ちなみにきょう保全処分が出まして、子どものほうはもう手術を無事受けているということになりました。

このように、弁護士が活用されることで自分がかかわった目の前の人の命が助けられるということは、本当に弁護士としてはやりがいに満ちたところかなと思います。

もちろん、児童相談所でなくても、ほかの自治体にかかわっていらっしゃる先生方も十分に活用されて、人権擁護に邁進されているんじゃないかとは思いますが、このような自治体と弁護士の連携、関係が深まるというのはとてもいいことだと思います。ただ、両者の関係が深まるのが、ひとえに弁護士の業務拡大であったり、自治体の利益というためではなくて、ひいては市民の利益のために必要なんだということが、もっと一般的に理解していただければ、この両者の関係を、連携を深めることが有用なんだという、さらに大きな流れになるのではないかなというふうに期待しております。

以上です。

本多（東京弁護士会） ありがとうございます。

菊池さん、お願いいたします。

菊池氏 私も、相互連携については、今、出ましたけれども、自治体のためであるとか、弁護士のためであるとかといったことを越えて、市民のためになるということだと思っておりますので、連携が推進されることが望ましいというふうに思っております。

適正適法な職務執行というものに法律家が関与できるのであれば、市民の権利侵害というのは減るでしょうから、ある意味、壮大な予防法務が行われてるというように捉えられるので

はないかなと思います。

それでこういった観点からしますと、弁護士と権力側との関係というような話も出てきましたけれども、むしろ在野精神の強い、権利意識の強いような弁護士こそ登用されて、内部で活躍してほしいなというふうに感じます。

それで、弁護士会と自治体との関係という面でも、ある意味、そこも近過ぎてはどうかだというようなお話もありましたけれども、むしろ戦うところは戦って、協力するところは協力して、そういう大人の判断、つき合いができるのではないかなと思いますので、そこは県とも弁護士会の側でも承知の上、対応がとれるのではないかなというふうに思っています。

それで、大体自治体というのは、その地域において、最大規模の企業であるということは多いと思うんですけども、しかも行われているということが極めて法律的なことも多いというところで、むしろ連携の推進という意味では、法律家の関与がないほうが不自然かもしれないということすら言えるのかなということも、一つ付言しまして、私のコメントとさせていただきます。

本多（東京弁護士会） ありがとうございます。

楠井さん、お願いいたします。

楠井氏 はい。楠井法律事務所のビジネスモデルは、今、発展途上にあります。今は、どうしようかな、事務所が潰れず、もうかる方法はないかと思ったりしております。

それで、地方自治体の業務というのはですね、より複雑化されると思いますし、専門的な知見が要求される分野がふえてくると思いますので、法曹有資格者の任期付公務員というのは、リスク回避策としては、地方自治体としては有用かなというふうに考えております。

さらに、ことしの人事委員会の報告の中で、知事さんにも申し上げたんですけども、弁護士だけじゃないよと、税理士さんとか、用地買収の分野では土地家屋調査士さんや司法書士さんも公共嘱託登記で有効ですよと申しあげました。社会福祉士さんが必要かもしれないし、ドクターや看護師さんはどうか、獣医師さんはどうかと申しあげました。獣医師でペットショップに就職しない場合、任期付で5年間来てもらうというのも一つの有用な方法ですねというふうに申しあげました。

それで、弁護士側のほうも、これまでの法廷活動を中心の発想というのは、もうこれからは転換する必要があると思っています。むしろ、ニーズにこだわるような弁護士を目指していかないと食べていけなくなるんじゃないかなというのが、私の危機感で持っております。

それで、いわゆる訴訟で裁判所へ出入りすることができるというのが、ほかの士業に対する

優位性なんだということだけでは、これからは弁護士の仕事は成り立っていかないだろうなと思います。だから、若い先生方に申し上げているのは、早く専門性を磨いてくださいということをお願いしているんです。何とか努力したいと考えております。ありがとうございました。

本多（東京弁護士会） ありがとうございました。

拙いコーディネーターではあったと思いますが、最後に、パネリストの皆さんがお話ししていただいたことだけでも、皆さんのほうで受けとめていただければ、今日のシンポジウムの価値があったのではないかと考えております。

具体的には、弁護士と自治体との連携ということの理念はどうなっているのか、そのためには、例えば身近なものにする、費用対効果をきちんと示すということが必要だとか、その一方、今まで弁護士会の問題点、縦割りのものがあったのではないかとということが指摘されたと思います。

ただ、一つ、児童相談所の親権停止ということで、子どもさんが手術を受ける受けないというときに、親権行使ができてないから、停止して手術を受けさせるということだったと思うんですが、それができて、命が救われたということは、非常に感銘を受けました。

長時間、遠いところを来ていただいている方もいらっしゃると思います。大変、ありがとうございました。

長い間、パネリストとしてお話ししていただいた方々に、一同、感謝の拍手をお願いしたいというふうに思います。

司会（内野） 以上をもちまして、第18回弁護士業務改革シンポジウム第1分科会「地方自治体の課題と弁護士の役割～実践例と今後の展望～」の全てのプログラムを終了いたします。

長時間にわたりまして、御静聴いただきありがとうございました。